

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成 1 2 年 5 月 3 1 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 1 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、秋山副委員長、大竹・中村・斉藤（裕）・古沢・小林・佐々木（勝）・武井・高階・岡本・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各部長、水道局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に、斉藤委員、武井委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

まず、中央通地区土地区画整理事業の進捗状況について、市街地活性化対策室乙崎主幹。

○（市街地）乙崎主幹

中央通地区土地区画整理事業の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、平成11年度の補償物件の再建状況についてであります。従前と同じ用途で再建するもの、新たにテナントを入れた商業複合施設、また、アパートを併設した店舗など20件について着手されております。また、引き家により保存することとしております歴史的建造物指定物件2件のうち、北海道紙商事につきましては現在工事中であり、日刊北海経済新聞社につきましては工法についての調査を行っているところであります。

次に、本年度の主な事業の内容については、建物再建に向けた移転補償契約40件の締結、建物解体後の道路予定地部分の仮設埋設管布設工事や仮舗装工事などであります。

なお、事業推進に向けて本年度建設省が創設したまちづくり総合支援事業の導入を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、築港地区土地区画整理審議会の開催について、築港駅周辺地区土地区画整理事業事業計画第2回変更について、築港駅周辺地区土地区画整理事業事業計画の変更清算について並びに今後のスケジュール等について、土木部次長より説明願います。

○土木部次長

築港駅周辺地区土地区画整理事業にかかわる件についてご報告いたします。

最初に、区画整理審議会の開催についてであります。特別な諮問案件はございませんでしたが、平成11年度中に開催してなかったということもございまして、去る3月29日に第9回審議会を開催し、平成11年度中の事業進捗状況と12年度の事業推進案件の変更や12年度の事業予定並びに継続中の住民訴訟と新たな住民監査請求に関する事柄について、それぞれご報告を申し上げ、若干の質問をいただきながら会議を終了してございます。

次に、事業計画、実施計画の変更についてご報告申し上げます。

お手元に変更後の計画をそれぞれ資料1、資料2として事前に配布してございますが、計画の内容をご説明する前に、それぞれの計画変更理由を申し上げたいと存じます。

資料1の事業計画書についてであります。今回が2回目の変更となります。主な変更内容は、当初計画より工事費が減額になったことや保留地処分金の収入がふえたことによる資金計画の変更と再開発地区計画の整備計画の策定や臨港地区の解除に伴う都市計画関連等の変更に伴う変更でございます。いずれも土地区画整理法施行令第4条に基づく軽微な変更になるため、縦覧手を省略し、5月24日付で変更公告を行ったところでございます。

次に、資料2の実施計画についてですが、実施計画は補助基本額や補助対象事業などを定めたもので、今回の変更は事業計画と同様の理由で資金計画が変更になったことと、平成11年度において補助金の額が確定したことにより、清算という意味合いを持つ変更でございます。

それでは、お手元の資料について、変更部分の概要をご説明申し上げます。

まず、資料1、事業計画書8ページをお開きください。

変更部分については、赤字が変更前、黒字が変更後でございます。

8ページについては、都市計画との関連ということで事業計画に記載しているものでございますけれども、この

赤字のまず臨港地区の部分については、平成8年8月に臨港地区の一部解除を行ってございますので、それについて施行地区内の臨港地区に関する地区の変更がございますので、改めてその内容を記載したところでございます。

同月に再開発地区計画の整備計画区域が決まりましたので、これは仮換地の指定後に変更するというものにしてございましたけれども、そういった経緯の中で8月4日ということに新たに書き加えたものでございます。

同じく公園については、仮換地指定後に計画決定をするということを含めて、平成9年3月に指定したので書き加えたものでございます。

次に、12ページから14ページの資金計画書でございます。

まず最初に、13ページの支出の部からごらんいただきたいと思います。

先ほど申し上げたように、全体資金が減額になったという主な減額理由を申し上げたいと思います。

公共施設整備後の中の幹線街路については、当初10億7,398万円の予定をしましたがけれども、これについて8億1,200万円になった部分については、一つはCCボックスと言われるNTTと北電、その他ガスも含めて共同溝をつくる予定でありましたが、おのこのいろいろ検討いただいて、単独で地下埋をするということを含めて整備した経過がございまして、全体的にそういった要素が一つと、街路街灯について、この表の欄の下から5段目にその他工事費の方に一部振り替えている部分がございます。それから、もう一つは、特殊街路の部分、これはマリノロードの部分ですけれども、これについて若干落ちているのは、当初、斜路溝みたいなものをつくる予定でございましたけれども、これはエレベーターを整備するという中で、自転車を押して渡れるようなこうした内部の階段のふちに溝をつけるということも含めて正式に設備をするということで、マリノロードの部分に斜路をつくらないということにしたようなことを含めてこの減額になってございます。

事務費が当初1億3,000万何がしかであったのが、2億円を超えた部分については、保留地が多く高い値で売れたということもございまして、なるべく一般会計からの繰り出しを人件費については出さないようにしまして、私ども職員の人件費を施行事業費の中から出すという形を取りましたので、当初予定から7,000万円ほどふえている現状でございます。

総じて当初合計が68億4,000万円の事業計画を立てて取り組みましたが、結果的に65億582万円で上がるという、こういうことで今回変更することになりました。

続きまして、収入の部については、おのこの事業に対して、国庫補助の部分、私どもの言葉で言いますとサイフというのですけれども、通常費とか促進費ですとか、そういったもので足りない部分についてはその他財源ということで、地方特定道路整備事業といったもので優良起債を借りて行っている。こういったものについては先ほど申し上げた支出に見合った中で行って行っているという状況でございます。

それから、保留地処分金については、当初5万8,100円ということになっていたのが、6万3,600円程度にふえたので、この部分について増額をしていくところでございます。それで65億582万円で収入の部を見ております。

14ページについては、この部分の各年度別の収入支出関係について、当初予定と現実の部分について記載をしてございます。変更になった部分について単純に計上してございます。

次に、実施計画についてご説明申し上げます。資料2をごらんいただきたいと思います。

実施計画は、先ほど申し上げたように、国の補助の対象になる事業とそれの補助金自体をどのように扱っているかということを最終的に認定した部分、今回は清算ですから、清算内容について国の方に提出しているところで、3ページにつきましては、先ほどご説明申し上げたものと同じように、都市計画に関することについて変更になった部分を記載してございます。

それから、6ページについて、これは個人用の部分についてでございますけれども、これについては、当初の土地利用面積、それから、当初の減歩率、当初の計算をした部分について国の方に上げてございましたけれども、今回も事業計画変更に伴った最終的な土地計画で減歩率変更をして国に提出をするということで整理したものでござ

います。

7ページについては、先ほどご説明した収入支出の関係を記載しました。ここは特に収入のみの中身を、先ほど言いました充当率を右側の欄に書いていますし、それから、公共施設管理者負担金、これは臨港道路の用地を減歩で上げたという見合いの部分として、運輸省の方から港湾経由で事業に入れたお金の考え方について、当初予定と現時点、結果の清算の部分について記載をしているところでございます。

支出は、今度8ページについては、総事業費に対して資本の清算の内訳が最終的に載ってございます。ですから、65億510万円で終わっていますけれども、この国の基本事業費相当部分については28億5,350万円の分で、この差額は国庫納付金ではなくて、公共施設管理者負担金とか保留地処分金ですとか、特定道路整備事業債とか、そういったことで事業を行って、この部分については補助金はそういう中で使われているということの内訳でございます。

9ページについては、それぞれ年度別の資金計画の収支について、それぞれ変更になっているものを記載してございます。

次に、今後の事業計画の変更ということについてご説明したいと思います。

前回2月25日の市街地活性化特別委員会でスケジュールについてご報告申し上げましたが、そのときに河川敷地の用途廃止に伴う事業計画の変更を予定しているとご説明をいたしてございます。土地区画整理事業区域内を流れた普通河川の若竹川と若竹内川の河川敷地については、施行前の土地の取り扱いとしては水路用地として取り扱ってございまして、施行後は公共下水道用地で整備した下水道敷地の一部に残す形で事業計画を立てておりました。しかし、10年度の確定後、将来下水道等を整備する予定のものについての施行年度の取り扱いは河川の敷地を用途廃止するという指導を受けてきた経緯がございまして、これまで何度か北海道と協議もしてきましたので、その内容についてまずご説明を申し上げたいと思います。

資料3をお開きいただきたいと思います。

まず、今申し上げたように、現状の事業計画については、図面の下ですけれども、水色の部分が若竹内川で、赤と水色がダブっている部分については施行前と施行後の面積の完成予定した部分をごらんいただきたいと思います。基本的に青い部分についてと、それから施行区域の外と中とに分かれるのですけれども、土地の分筆した分筆の番号によって、築港6-20というのと、6-47というのと、6-48というのが区画整理区域内にある土地の地番でございます。

それから、左下の方に点線で囲んである旧水路築港6-24というのは、これは区画整理区域の外でございます。

それで問題になるのは、旧水路として今お話し申し上げた6-20と47と48の取り扱いで、先ほど言ったように、私どもとしては河川機能を下水道機能に振り替えたということで、土地の権利そのものはいわゆる建設省の土地をそのまま残すということで考えて、赤のところはその権利は残したわけなんです。しかしながら、河川そのもので整備をしない、いわゆる下水道で整備をするというような内容からすれば、河川そのものは権利がそこに残するという形はまずいというご指導をいただきまして、左の中段に書いてございますけれども、結果的に施行前の6-20については573.30平米でございます。これについては、施行後は道路用地になっている。それから、6-47については、一部道路用地あるいは一般の宅地になる。それから、48については、110.47平米は南の駅前広場の用地になるという、こういう処理をせざるを得ない状況になりましたので、そういった形で現在道の方と協議をして、旧水路である水色全部なんですけれども、施行については外も含めて、いわゆる流末の部分自体が将来下水道で整備をするとか、現在整備をする方針で進めているのであれば、全部用途廃止をするということで整備になりましたものですから、現在6月上旬ぐらいをめどに、この変更部分が整備される予定になってございます。

したがって、この河川敷がそういう形で事業の途中で用途廃止になりますと、事業計画そのものの自体が、先ほど言った一般宅地が新たに存在するという経緯もございまして、事業計画の一部変更をせざるを得ない。例えば換地計画の内容なりが変わりますので、部分的にはこういった内容の変更が予想されます。

それで、この変更についての議会の協議の対象としますけれども、その後、具体的にいいますと、設計の内容の検討に当たり軽微な変更に該当しないことから、区画整理法に基づく公衆の縦覧に供さなければなりません。したがって、縦覧に供して利害関係者から意見書の提出をいただく機会を与えなければなりませんので、北海道との事前協議が完了し次第、縦覧手続を行って変更認可を得ていきたいというふうに思っております。その事業計画の変更の認可をいただいてから、予定どおり今年度中に事業の完了をするべく、換地計画なり清算処理をしていきたい。それで明年3月31日までに事業を終えたいというふうに考えてございます。

○委員長

これより質疑に入ります。

○古沢委員

PFI事業について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律ですが、昨年度の代表質問の中でも市長が、たしか市立病院の問題を取り上げた議員の代表質問だったと思うんですが、検討してみたいというふうに、PFI導入についてそういうふうに対応しておりました。前回の委員会の中でも、PFI問題が議論に上っておりましたので、この問題について、ちょっと現状では総論的な議論になるかもしれないのですが、何点か意見と質問をさせていただきたいと思います。

このPFI法は、98年5月に議員立法として国会に出されたものですが、その時点では審議することなく、継続審議の扱いになりました。昨年、改めて自民・自由2党が修正草案を提起して、これに公明、民主、社民が加わって衆参両院で採決、成立をする、そういう法律だったわけですが、実質審議は各党約20分ぐらいのものだった。それで成立をしたという、そういう法律です。本則でいえば、23条ということで極めて短い法律ですが、この後今年の3月13日にこの法律を受けて政府は基本方針を出しました。引き続いて、自治省が「地方公共団体におけるPFI事業について」というものを出して、そして国はもとよりですが、地方自治体の長に対しても、基本方針でいえば、事業の促進、早期の実現、なるべく早くと、こういう文書が飛び交っておりますが、具体化するように、つまり実施方針を策定をするようにということで矢継ぎ早に出されているわけです。

そういう経緯の中で、市長も検討を視野に入れるような答弁をされておりましたので、本市としてはこの法律に基づくPFI手法による公共事業、その導入計画があるや、なしや。実施方針策定に向けての進行状況といえますか、そういった点でまずお尋ねしたいと思います。

○（企）安達主幹

PFIについてですが、まず今、委員ご指摘がありましたように、本年3月に国から基本方針が示されまして具体的な流れもあるようでございます。これを受けまして、各都市におきましても具体的な可能性等を模索しているようでございますけれども、小樽市の現在の段階では、いわゆる今後の公共事業の中に、国の制度ということでありますので、何らかの形で生かしていきたい。こういった姿勢でございますけれども、まだ具体的な内容については調査検討をこれからしよう、こういった段階にあるわけです。

また、実施方針につきましては、これは具体的な特定事業でございますけれども、そういったところが定まり、また、さらに事業の選定が行われようとする段階でこれはさらに定められることとなりますので、まずそれらについても推移を見たい。

○古沢委員

例えば、この法律の第2条に、事業として市街地の再開発事業や土地区画整理事業、こういったものが特定事業として含むのだというふうに規定されています。その限りでは極めて当委員会の重要テーマでもあると思うのですが。

そこで、PFI手法によって公共事業が押し進められていくとすれば、従来と様変わりをするわけです。民間が

公共事業部分に参入というか、乗り出すことが可能になってくる法律でありますから、なぜこういう法律がこの時期に成立したのか。これはおよその方が承知するのだと思うのですが、2000年度の国と地方の予算執行、年度末でいえば640兆円とも645兆円とも言われるとんでもない借金が国、地方に覆いかぶさってきているわけで、そういう空前の借金を国といわず、地方といわず抱え込んでいる。ついに国債の発行額が税収を上回ってしまう、そういう状況に陥っているわけです。ですから、当然大規模プロジェクト、こういったものを手がけたくてもお金の出しようがないというのが実態だと思います。ここにきて第3セクター方式も破綻して、国民や市民の皆さんからは大変なおしかりをこうむっている。こういう手法はもう取れない。というところまで出てきたのが、いわば財界側といいますが、企業側、ゼネコン側からすれば極めて高度な戦略的な配置の中で導入されてきた法律ではないかなというふうに私は感じるのですが。それは同時に、先ほど言ったように、お金がなくて、公共事業をやりたくてもやれないんだという自治体の側にとってみても大きなメリットがあって、実際にはPFI的手法で公共事業を着手しているというのが全国的には幾つも事例が上がっているのですが、そのPFI、自治体側からすれば、最大のメリットを一つ上げるとしたらどういった点が上げられますか。

○（企）安達主幹

確かにおっしゃいますように、いわゆるこういった経済状態が余りよくない。あるいは全国の地方自治体が財政的に苦しんでいる、そういったことで、いかにこれを経済的に活性化するため公共サービスを行う、行政サービスを行うかということが大きな眼目であったことではないかというように認識しております。

しかし、また一方、いわゆる今までの地方自治体なり行政のあり方、あるいは民間事業に対する発注のあり方といったものは果してカバーできるか、こういった状況にもっていくのかといった、民間の技術的なノウハウの蓄積もあるわけでございます。そういったものを自治体に取り入れながら、これらを活用していくということも、この情勢の中では一つには求められるのではないかと。あるいはまたそういったことに複合して、いわゆる民間の民活の事業として、こういったものを複合的にまた発展することにつながるのではないかと、経済につながるのではないかと、こういったことが考えられます。

○古沢委員

今、お話しいただいたように、一見新しい法律、新しい手法なんですけど、民活導入、民活型といいますが、そういう公共事業としては手法的にはそういう一連のものとして考えれば、特別に新しいものでもないわけで、ただ、後でちょっと条文との関係で言いますけれども、単年度支出が少なく済むというのは、お金の面からいうと、行政の側にとって大きな効果といいますが、メリットだと思いますね。そこで即飛びついてしまっていていいかどうかというのが問題なんです。

最初に言いましたように、23条、これ本文です。極めて短い法律なんです。ずっと数えてみました。「など」「等」という字が短い法律の中に幾ら入っているか。70以上あるんです。要するに「等」「など」というのは、日本語でいうとあいまいさを代表するような代名詞です。

つまりPFIという冠をかぶせれば、民間が従来行政がやっていた、自治体がやっていた事業、例えば保育所だとか、火葬場だとか、こういったことまでも全部できる。つまり揺りかごから墓場まで、これは昔から言われていることですけれども、この事業全部に民間が参入してくることができる。これも「等」などというあいまいな表現の中で枠を広げるようにつくられている法律上の特徴でもあるのですが。

それで、条文に即してちょっと何点が質問したいと思います。

第2条、第6条とそれから第20条に関連しますが、第20条では先ほど言ったように、特定事業に土地開発事業、市街地再開発事業などが含まれているわけですが、第6条では、政府の基本方針に基づいて自治体が事業を選定していく。実施方針を定めていく。その際、建設省が出しているガイドラインというのがありますが、これによれば、国のPFI導入でいえば、民間からの発意ということに対して門戸を非常に広くあけているわけです。要する

にこういう事業をやりませんかという売り込み勝手放題といえは表現は悪いのですが、そう言ってもいいぐらい、民間主導型で事業の持ち込みに門戸を広げている。

そういうような中で、例えば第6条、例えば第20条、この中ではあからさまに不良債権の担保不動産処理、これらについての繰り延べ償還など、こういったことからわかるように、これはゼネコンだとか不良債権が問題になっていて、特に不動産なんかの処分がなかなか流動化しないで大変だという現状も一方にある。このPFIの法律は、それを側面からといいますか、直接的に強力な応援団としての効果を果たす、そういう法律としてまずつくられているのではないかと。第2条、第6条、第20条との関連でいえばどうでしょう。

○（企）安達主幹

非常に難しい質問ですけれども。一つには、経済の活性化を図るためには、不動産を流動化あるいはまた、とにかく何か事業を起こす、いわゆる起業という、そういったことが考えられます。そういった意味での経済観念といえますか、こういったものを持ち込もうというのが今回の法律のねらいだったという側面があるかもしれません。

ただ、これに関連した地方自治体とのあり方につきましては、必ずしも財政負担になるか、そういう部分もあるわけですが、これまで大規模な事業につきましては公共事業、あるいはまた起債事業など、やはり後年度負担といったものを現行の財政制度の中でも行ってきた、そういった状況でございまして、要は地方自治体の方で事業の選定をいかにに行い、それが直接に事業者、あるいは将来の市民サービスに結びつくような形の運用の中でこれらの制度を適切に活用していく。それが求められるのではないかと考えております。

○古沢委員

単年度支出が少なくて済むという大きなメリット、それと財政負担の軽減も図られるのではないかと、そういうメリットを強調する向きもあります。

条文第4条との関係ですが、この中では、配慮すべき事項とした補助金等の財政支援について、公共事業に対する補助金、つまりこれまでは自治体などが行う公共事業に対して補助金が出てくるわけですが、これをPFIという冠をかぶった民間が行う公共事業、これに対してそれではどういう財政的支援がされるかといえは、今までのそういった制度的なものについては引き続きPFIでそういう事業が展開される場合には補助金などの制度は基本的に生きるわけです。さらに、今度の法律によって財政的にもその他の法的な支援も加わっていくわけで、そうなりますと財政負担の軽減という保証はちょっと見通しが不透明になってしまう。場合によっては財政負担は重くなる。こういった可能性さえ含んでいるのではないかという気がするんです。そういった点についてのご心配はありませんか。

○（企）安達主幹

確かにそういった国の制度そのものを自治体で運営するといったらおかしいのですが、そういうことによって徴収料も多くなりますと委員の質問にあったように。しかし、今後経過につきましては、民間事業が行う、また通常の公共事業、建設事業といったような絡みもあるわけですが、これについては既存の枠の中でのものに対して、さらに、地方交付税措置などの上積みの中でもされる。また、市町村の関係についてもそれなりの公共事業がございしますが、ただ、その事業そのものが丸ごと公共事業にされるというわけではないわけですから、どうしても自治体の経済面というものもある場合に、我々としては緊急性とか、効率性とか、そういったことを見ながら、従前の財政計画、そういったものを見ながら、長期的な見通しの中で計画的に事業を進めていかなければならない。もし検討するとすれば、そのように考えております。

○古沢委員

さらには、例えば第3セクター方式と一体どこが違うのだ。あの二の舞になるのではないかというふうに心配する声非常に大きいのですが、それに対して今度のPFI法でいえば、民間といわば自治体、公共の側のリスク分担を明確にしている、そういった点では第3セクター方式とはちょっと違うよと、心配ないんだというふうにして

強調されているようです。

これは第5条にかかわってくると思いますけれども、リスクの分担、リスクの移転についてですけれども、果してそうなのかという疑問がどうしても出てきます。つまり公共、自治体と民間が契約に基づいて事業を選定して進んでいくのですが、しかし、住民とのかかわりでいえば、あくまでもそれは民間が事業を起こしたとしても公共側が責任を持たなければならん、これは自明の理です。結局第5条の中で事業の継続が困難になった場合の措置というふうに大まかにくくっているわけですが、最終的な事業の責任というのは、つまりやはり住民とのかかわりでは公共の側に回ってくることは明らかなわけですからね。

ですから、リスクも最終的には公共の側が請け負わなければならなくなってしまう。これは全く当然の理だと思うのですね。

そういった点で、この第5条でいうところのリスク分担というのはいま一つちょっと見えないので、もし詳しく情報が入っているようでしたら、お知らせいただきたい。

○（企）安達主幹

まだ、私も基本方針の中で何項目があるわけですが、換地だとかあるいは資金運用についてとか財産の部分だとか、今後決めていかなければならない部分があるわけですが、あくまでもそれはその範囲の中でしかないわけです。今後これについても検討していかなければならないと思います。

○古沢委員

具体的な事業が今テーブルにあって議論するのであればもっとわかりやすくなると思うのですけれども、例えば市立病院にこの手法を導入してやろうなんていう、市長、考えておられるんですか。

○市長

PFIですけれども、やはりこの制度に合うというか、導入した方が有利かどうかという、そういう判断も必要だと思うんですね。それで病院とかということがあるんですけれども、とりあえずは、企画部を中心にこれについての内部で勉強会をつくって今研究している最中です。これは総論的にこれがいいんだということになって、では、どの事業がこれに合うのか、そういう少し研究を庁内で今始めたばかりでございまして、法律とあわせて、もう少し時間をお借りして勉強していきたい、こう思っております。

○古沢委員

今日は第一ラウンドだと思っているのですが、例えば第9条では議会の委任に関することが契約の種類だとか金額は政令で定めるとなっているのですが、これをいろいろ探してみたのですが、見つかりません。そういったような問題についても、議論しなければいけないなと思っております。

ただ、第11条、これはちょっと今回のPFI法の目玉の一つだと思うのですが、国の債務負担行為というのは財政法で5年以内というふうに定められていまして、地方自治体とは取り扱いが違いますが。ところが、今度の法律ではこれが一気に30年に延ばしているんです。30年といえば、わかりやすく言えば我々の世代が住宅を持つようになったときにクレジット、ローンの時代になって組むのが、25年、30年、35年、そういうサイクルですね。この法律でいえば、そこまで延ばしてしまったわけです。つまりPFIは、一度事業が始まってしまうと、20年、30年さらに事業が続くわけですから、その先へ先へと国や自治体の借金を先延ばししていくわけです。逆に、確かに今度の法律でいえば、原案にあった債務保証なんていうのは削られていますね。原案にはあったのですが、しかし、事実上の債務保証に近いような状態で、企業の側で。民間の側では確実な収益をそのほかに担保することができるという特徴も、またあるわけです。言ってみれば、一部の手付金で大きな箱物、施設をつくることができるというのがPFIの特徴だと思います。そういった点では、このほかに土地の収用だとか、税制上の措置だとか、さまざまな財政的、法的な支援が盛り込まれている。公有財産の無償使用だとか、無利子貸付けだとか、地方債についての配慮だとか、こういったものでこれは民間側に対しては至れり尽くせりという状況になっているのがこの法律で

はないかと思うんです。

最後になりますが、それでは地元にとってどういう効果が及ぶのかという点をぜひはっきりしなければいけないと思います。

従来の公共事業では、例えば大型の、地元におけるそういう施設を建設する場合でも、大手と地元の地場の企業がジョイントベンチャー方式でその事業に参加するというような方式があって、地元にも仕事が確保できるというようなことはままあるわけです。そしてそこで小樽の労働者が雇用にもつながるなんてことはままあるわけですが、ＰＦＩ事業の適用が広がっていった場合にそういった状況がどうなるかという問題、ＰＦＩ事業の場合は、設計、建設、監理、運営、そういったものを一体にして進めていこうという趣旨ですから、そうすると実はこういったところにもどんどん大手が入り込んできてしまって、地元の企業、中小の地場の業者が元請として参加することはもとより、下請として参加していくこともなかなか大変になってくるということが容易に想定されるのではないかと。これが一番大きな小樽的に言えば危惧するところなんです。

そういった点で、これは国会での昨年来の議論でも日本共産党はこのＰＦＩ法については反対であるということをも明かに態度表明しているのですが、ぜひ、最後になりますけれども、小樽市として、行政としても決して安易に取り組むことはなく、やはり慎重の上にも慎重を期す、そういう姿勢でこの法律の実際の適用については検討する。せめてその点について答弁をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○企画部長

ＰＦＩ導入、これについて、この大きな目的はお話にございましたように、公共サービスを低廉な額で提供すること、これに伴って民間事業機関の活性化を図ること、いろんな状況の中からこういう法律が生まれてきたわけです。

国際的にはご承知のとおり、イギリスで平成5年にＰＦＩ法を実施した。これは単に先ほど言いましたように、財政というようなもの、あるいは民間の活力、こういったものが総合的にそういう形であらわれてきたのではないかと、こういうように理解しております。

日本におきましても、やはりできるだけ負担を少なくする、あるいは小さな政府を目指す、こういう中からこのような方法を考えていくべきだろうということであるわけです。

確かにいろいろなことが懸念されます。その中でどういう事業を選定するのかということが出てきます。それから、事業者の選定というのが出てきます。この事業の性格としましては、当然のことながら、公共性あるいは透明性、あるいはどういうふうなリスク負担をするかという契約主義あるいは独立主義、いろんなものがこの中に含まれておりまして、この中でやはり総合的に、例えば市民に還元される場合を考えたとき、どれがいいのかということとは十分検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

今までの流れからいきますと、やはりどちらかというと、大型プロジェクトについてＰＦＩ導入というのは検討されながら進めていく、こういうような状況がございますので、ある部分でご指摘のように大型の企業の参入の実態というのはあるのではないかとはいふに思う反面、先ほど言いましたように事業の選定によっては地元の業者も参入し、またそれに向かって努力する、こういうことも場合によっては経済活性化につながるのではないかと、こういうこともありますので、いずれにしても十分検討しながらこれについて考えていきたいというふうに思います。

○高階委員

中央通地区土地区画整理事業について

最初に、中央通の関係ですけれども、11年度、それから本年度の事業の進め方についてはおおよそわかりました。ただ、前からも懸念しておりましたけれども、単独での再建というのはあちこちやられているようですけれども、

共同ビルの話があったり、それから公共施設のことがあったり、一時期には公営住宅もそこへ取り込むという話もありましたけれども、これはそうじゃない。しかしながら、施行地区の隣接の地域でそういうことが考えられないのか、こういうお話もありましたが、そこら辺のところの取り組み状況とか、今後の見通しということについて最初にお尋ねしたいと思います。

この計画について、我々にはいろいろ立派なすばらしい絵がかかれた計画書案をもらっているわけですが、中央通があんなふうになっていくといいな、こういう絵を見ると感じるのですけれども、いかがなものでしょうか。そこからお尋ねします。

○（市街地）乙崎主幹

私の方から、公共公的施設のことについてお答えしたいと思います。

中央通地区街区再整備の基本的な考え方の中でこの方向性を示されておりましたが、下層階に市民、来街者サービス機能、上層部に公共公的住宅を持っていくとした複合施設の導入に向けて用地取得を考えておりました。当初約1,300平方メートルを予定しておりましたが、公共用地の取得が約600平方メートルということから、昨年、土地開発公社に先行取得していただいたところであります。

これらの用途につきましては、今までの検討結果を整理しながら、できるだけ早い段階で官民両面からの活用について一定の方向性について検討していきたいと考えている状況でございます。

○（市街地）竹田主幹

私の方から、現在の街区の建て替え状況といいますか、そういった中で、単独再建という話が今ございました。その中で、昨年度一定のイメージといいましょうか、そういった形でお示しをした部分の関連ということでお答えさせていただきます。

昨年度、実際に街区の再建をする場合に、こういったような景観を含めてのイメージを作成させていただきました。あくまでもこれは地元の方々がこういったものを建てるかということを念頭に置きつつも、それにこだわることなく、一定の景観形成をするためにはどういうものが必要であるかということも含めて作成をしたものであって、必ずしもそのまま進むという部分については、その絵の注釈の中でもご説明しておりましたが、これについては一定のイメージだという形でお示しをした部分でございます。

ただ、我々としても土地の有効活用なり街並み形成という中では、単独ということもあるんでしょうけれども、何とか共同化の中でまちづくりができないかということで、街の方々についてはお願いをし、さらにいろいろな計画づくりもしてきた状況がございます。

ただ、地元の方々についてはどうしても単独でというご意向も多かったという中で、現在の中ではなかなか共同化は進んでいかないということが一つございます。ただ、その中でも景観形成ということでは、それぞれ単独再建の中でも非常に協力をいただきながら、景観条例の適用もさせつつ、現在、個性的なまちづくりという部分では一定程度進んでいるのかなというふうに理解をしております。

もう一つ、公営住宅の件でございますけれども、具体的なブロック、4ブロックの中で我々としても検討し、いろいろと地権者等との協議も進めてまいりましたけれども、必ずしも地権者の皆様のご理解を得られない部分もございましたので、その部分については断念せざるを得ないということとはご報告をさせていただいたところでございます。

ただ、中心市街地といいましょうか、全体の中での公共的な住宅という部分については我々についてもその必要性については十分理解し、推進を何とかできないかというスタンスでありますので、中央通ということではなくて、その隣接地も含めて何とか検討していくというスタンスでは現在もあるというふうに思います。

さらに、公営住宅に限らず公営住宅というのは要するに夜間人口の定着という観点もあるわけですから、これについては民間サイドも含めて、何とか中心部での住宅建設、こういったものについてもお願いをし、あるいは推進

をしていく、そういうようなスタンスにあるというふうにご理解いただきたいと思います。

○高階委員

公共施設だとか共同化の話、我々に示されたのはイメージだ、絵だということはそれなりに承知はしますが、どうしてもなかなか合意が得られないとか断念したという話があるという話が出てきますと、この計画そのもののがかなり違った方向に向かわざるを得ないのかな、こんなような気がします。かかれた絵が文字どおり絵そらごとみたいになってしまわないかということが懸念されるわけですが、そういう点はもう1回、しつこいようですが、どんな見通しを持っておられるのかということについて、この問題では伺っておきたいと思います。

それから、いま一つは、これも特別委員会ではその種のお話はあったかなと思うのですが、街なか計画でTMO構想づくりの研究会もできた、こういう動きに今度はなっているわけですから、こういう中央通の事業とこれからだんだん進められていく街なか活性化計画との関連、あるいはここは別々なんですよという辺のところ、どういうふうな仕切りになっているかということをお尋ねします。

○市街地活性化対策室長

一つ目は、私どもが提案をしました景観からのイメージパースと違うのではないかと質問でございます。

主幹からご説明しましたように、中央通をどういったまちづくりの方向であるかというのを一つの景観という枠組みの中で提供したものでございます。あれはすべて実現をするという形ではなくて、例えば再建でなくても、単独でもこれは同じですが、この通りはこういったイメージ、色だとか、それから窓というようなことをご提示する。さらに、これからのまちづくりは住民の参加があって初めて成功できるのだと思います。特に我々はハードの部分でそういった提案をしました。今後はできつつある街を使った空間の一つのブロックをいかに我々が誘導していくかというような方向性のあるものです。今、民間がまちづくりの方とどういう開発かということで議論しています。そういう中で、この通りが当初計画どおりににぎわい、触れ合い、そういったものが実現できる通りにしたいというふうに考えてございます。

○（市街地）竹田主幹

2点目の街なか活性化計画、TMO基本計画ができたという中で、その関連ということでございますけれども、街なか活性化計画の中でもTMO構想をつくるという、TMOを推進する、そういう中でまちづくり、商店街づくりを行っていく、そういう方向性は街なか計画の中でも位置づけていたところでございます。

今般、会議所の方で、市の街なか計画に基づいた形でTMO構想をつくっていききたいということで、5月に第1回の研究会を行い、これからいろいろ計画についてどういったことが可能であるのか、事業も含めて、組織体制も含めて検討していく、こういう状況でございます。

そういった中で、TMOの議論の中でさまざまな事業なり、課題なり、そういったものが今後の議論の中で出てくるだろうと、今まだ期待しているところでもありますけれども、その中で基本的に街なか計画に位置づけながら推進をしていく事業等々があれば、当然街なか計画の変更なり、追加なり、そういったものも図りながら、街なか計画自体の充実といいましょうか、そういったものを行っていく。そういった中で街なか計画とTMO構想、TMO構想自体については市が認定をするということでございますので、ぜひその中で街なか計画に基づいたTMO構想については会議所、あるいは民間ともども一緒になって推進していく、こういった形でトータルの中で事業推進を図っていききたい、こういうことを考えてございます。

○高階委員

中央通をずっと通ってみますと、あちこち新しく再建される場所が見られるようになったのですが、一方では大きな場所が空地のままになっているところもあるんですね。これは何かその後の計画ということであるのかどうなのか。あるいはそこにいた地権者はその場で再建ということではなくて、言葉は悪いですが、いなくなってしまった、こういうことなのか、要するにあいているところがよくあるんです。これはどんなふうな見通

して対応していくのかということをお聞きしたい。

それから、今、私が2つ目に言ったのは、TMOそのものではなくて、この中央通の区画整理事業と街なか計画との関連、あるいは関連はするけれども、こういう点は直接その一部なんていうことにはならない面もあるんだとかというのがあるのかどうなのかということでお尋ねしたのですが、その点。

○（市街地）竹田主幹

中央通と街なか計画の関連という部分だと思います。街なか計画に51の事業を位置づけておりますけれども、この中での中央通の土地区画整理事業、それから中央通の沿道区画整理型の街路事業、この2本については街なか計画の51の事業の中のスタンスという形で位置づけを行っております。その位置づけを行うことによって、国あるいは道との関係の中ではさまざま事業費等々、あるいは事業計画の推進上では大変なご理解を得ていることが現状できているというふうに思っております。さらに、冒頭報告の中でも申し上げましたけれども、まちづくり総合支援事業という、建設省が今年度から始めた新しい支援事業がございます。今回、中央通の区画整理事業にあわせて、この制度の導入についても街なか計画の位置づけの中で新たに導入することができたということがございますので、今後街なか計画の中の中央通事業という位置づけの中でいろんな支援策、導入案が図られていくだろう、こういうふうに考えてございます。関連といえば、そういった中で事業が進んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

○市街地活性化対策室長

区域内の空地の利用状況ということでございますけれども、これも説明がありましたように、この街区がすべて民間宅地という中で、補償対象としている方々には地元で再建されるということになっています。事業当初から空地になった部分がございまして、その部分については所有者が変わりましたけれども、新たな所有者が計画をして再建するといえますか、ただ、こういった用途でされるかについては、まだ具体的にはなってございません。

それから、基本的な完成部分も含めてでございますけれども、平成15年に終わる予定のこの事業のその段階によっては、ほぼ街並みに施設が張りつくのではないかなという予測で進めてございます。

○高階委員

まちづくり研究会について

まちづくり研究会、これはどんな方々が主になって構成していますか。今年度発足したわけですが、今年度この研究会、どういうことを仕事としてやられるのか。

それから、TMOの関係では、ぜひ一般の市民の方もどんどん入れるような、そういう構成にしてはいかがということも意見として述べたことがあるのですが、構成はどんなふうになっているか、そこら辺のところを簡単でもいいですから。

○（市街地）竹田主幹

まちづくり研究会の委員構成というお話がございましたけれども、委員は全部で21名の方が委嘱されています。これは会議所の方の所管になっておりますけれども、委員のメンバーといたしましては、会議所に所属する委員、それから学識経験者として小樽商科大学の先生、それから商店街では商店街振興組合連合会の理事長であるとか各商店街のそれぞれの理事長、それから市民参加という部分でいきますと各市民団体の代表の方、それから観光関連産業からのご意見も伺うという意味では観光関連の協議会の委員、それから、消費者代表ということでは消費者協会の代表の方、あるいは経営コンサルタントの方、こういった構成になってございまして、幅広い市民各層の意見を伺うという構成になっているかと思います。

それから、まちづくり研究会の目的ということでございますけれども、今年度については、第1回目の委員会が開かれたのですが、全部で7回ほどの委員会を開催する予定です。その中で、最終的にはTMO構想案といいたし、そういうものを今年度中に構築したい、そういう議論を進めていきたいというのが目的です。

その中で研究会の進め方としては、先ほど委員からありましたように、市民参加という面では市民の方々の意見を追っていく中でアンケート調査ですとか、そういったものも行っていく、あるいは先進地の視察も行っていくということの中で総合的に市民の意見を把握し、TMO構想案づくりまで何とかやっていきたい、こういうのが今回の仕事の内容、目的になっています。

○高階委員

研究会は研究会であって、これは1年、今のような仕事をやって構想ができるわけです。その後、何年かかるかわからないのですけれども、TMOというのが一つのそれに引き続く組織なのか。この研究会が何となくそういうものなのか、その辺どうなっているのか。

○（市街地）竹田主幹

今回できましたまちづくり研究会については、今年度今言ったように国の方のいろんな助成を受けながら研究していこうという形で、1年間ということで発足したわけです。

ただ今ご質問あったように、まちづくりというのは単に1年間の議論の中で済むという問題ではありません。当然ながら、この研究会については、会議所とかいろいろとお話をさせていただいているんですけれども、名称はどうあれ、実態としてこういったような検討する場といったものは継続すべきだろうというのが一つあります。そういった中で、具体的に継続する実態としてTMOという組織ができてくる。こういったものが理想的なものになってくるというふうに思っております。

今後の議論なり経過を見なければ、最終的な部分の到達点というのは、現状の中ではっきり申し上げることができないと思っておりますけれども、我々市の方としても、まちづくりの面については市民参加といいますか、民間の方々を中心にやっていく部分がたくさんあるというふうに思っておりますので、何とかTMO組織というものも確立しながら、短期間で終わるのではなくて、長い目でまちづくりを推進できるような機関も含めて、今回のまちづくり計画のその発端となっているんな部分が進んでいけばというふうに考えているところです。

○高階委員

長期にわたって取り組んでいくという考え方だというのはわかりました。

それならば、現在行政のよりどころとしている新総合計画がありますね。この中にきちんと位置づけるべきではないのか。私も現在の総合計画がつくられるときの論議に加わっているのですけれども、TMOなんていう話は全然そのときの論議には出てきてないんですね。どうも聞きますと、これがまとまった上でまたこういう一つの考え方が出てきたというふうに聞くものですから、これはやはり総合計画の上にどういう位置づけをするのかは別として、総合計画には恐らく地元商店の活性化ぐらいの言葉はあちこちにあると思うんですね。それとの関連性ぐらいなあいまいな漠とした格好ではなくて、やはり中心に位置づけて取り組むべきではないのかなというような気がします。

なぜそういうことを言うかといいますと、築港の問題でも小樽唯一の有名な築港ヤードの跡地を開発しなければならないというのは確かに前の総合計画でもあったんですね。しかし、余り総合的に大論議にはならないで、後から総合計画がスタートしてからどんどん先に進んでしまうというような経験をしたものですから、時間的な前後関係というのはそういうものであれば、総合計画の中のいろんな見直しだとか実施計画、そういうことがいっぱいあるのだろうと思うのですが、そういうところに位置づけるべきでないのかなということがあります。

その点についてはいかがでしょうかということが一つと、それから何年かかるというお話ですね。今寂れている中心市街地を整備活性化するというのとあわせて、商業の活性化、これも一緒に進めるというのがこの街なか計画の大きなねらいですから。それから、今小樽の置かれている商業の現状からいって、何年かかかって何かができたときに、肝心の今の商店の皆さん方がだめになってしまうものはだめになってしまうなんていうようなことになったのではせっかくの構想ができないということもありますので、それはそれとして進めることとあわせて、これ

は市長にもお尋ねしたいのですが、今の地元の商店の皆さんの現状というのは、ある意味ではマイカルの影響もあるのですけれども、長引く不況の中で待ったなしの状況になっているんです。店をたたみなんていうだけのことでない。聞こえてきます話では亡くなったという方もいるというふうに聞いておりまして、早急に、緊急に手を打たなければならない対策があるのではないかと。

ネーミングは立派なんですけれども、今でも金を借りられそうな融資制度が次々と新しくつくられているんですけれども、実際は最後の段階で銀行からは借りられない。制度はあるけれども、利用件数はゼロなんて話も聞くので、これではやっぱり一生懸命やっているようだけれども、効果が上がらない。救ってあげられないのではないかなということを痛感するものですから、前段の質問とあわせて、今緊急の手だてを急いでやるべきではないか。これは市長のお考えがあるようでしたらお聞きしたいと思います。

○市長

現在の商店街の関係の話ですけれども、先般、市商連の役員改選の総会がありまして役員もかわりました。赤石理事長から今度荒野さんにかわりまして、就任のごあいさつの中で、商店街といっても問題はやはり魅力のある個店があって、その中の商店街だというようなお話もありまして、私もその部分については賛成であります。

したがいまして、現状としては、土日の人通りが従来から見て非常に少なくなってきているということもありますし、このことについては今後商店街とどうタイアップして、こういった問題に取り組んでいくか。やはり商店街に人を戻すといいますが、そのことが非常に重要ではないかということで、市商連の理事長が言っています個店の魅力づけといいますが、そのことを至急、双方で対応策を考えていきたいなと思っております。

それから、総合計画の位置づけの問題については、全体を見直すわけにいきませんので、実施計画の中で順次そういった事業化の見通しの立ったものを計画の中に位置づけていく、これは当然必要なことだろうと思っております。

○高階委員

緊急を要するものもありますので、本当に急いで対応していただきたいなと思います。

○高階委員

大店立地法について

あしたから6月1日ですが、大店立地法というのが施行されます。今までの大店法、これがなくなって、これにかわるもの、こういうことなんです、どうもこの法律もいろいろと考え方やら書いたものを読みますと、大型店のあのような野放図な進出、出店というのはこれでは規制できない。今までの流れからいってそういうふう思うわけです。今、目の前に大型店がどうこうという話は多分ないのではないかなと思います。ちょっと私も調べたことはないのですけれども、この法律によって規制できるかどうかという点を1点伺います。

○商工課長

大店立地法の関係でございますけれども、お話のとおり、明日が法律の施行日ということでございます。

先般、北海道の方から取り扱いの一つの案といいますが、北海道が持つ方式について示されまして、今我々としてもそれに基づいた動きをしているところであります。

ご趣旨であります従前の大店法と立地法というのは、基本的に店調整、商業調整ということを目的にしたものとスタンスが変わっておりまして、ある意味では大型店が出てくるという前提の中で、周辺的生活環境との調和等の調整をするというのが法律の趣旨でありまして、そこで立地法そのものが大型店の出店を規制するという、そういった側面を持ち合わせてないというのはご指摘のとおりだと思います。

○高階委員

立地法も、それから都市計画法の改正法も、それから今話がありました街なかの関係の、いわゆるまちづくり三法、3つ合わせて、これからのまちづくり、あるいは地元の商店や中心街の活性化という点からいくと、3つ束に

なってもなかなか本当にそういうことがやれるのかどうなのかというのは、極めて疑問だなというふうに考えざるを得ないと思います。

そこで、東京のいろんな区だとか、ある市町村独自にまちづくり条例だとかまち起こし条例だとかいうのを一生懸命つくっているんですよ。その条例の中で何とか地元を守ろうなんていう動きを見せているわけです。そのことについてはご存じですか。

○商工課長

今お話がございます各自治体で進めていますまちづくり条例という動きは承知をしております。富山県の滑川なり、あるいは東京都の区の中でもかなり具体的な例として進んでいますけれども、ただ、私が知っている限りでは、これらのまちづくり条例をもってしても大型店出店の規制をかけていくということはなかなか難しいという側面も残っているのかな、そんな認識は持っております。

○高階委員

ということの背景なんですけれども、これは東京杉並かどこかそういうことをやったら、アメリカの大使館だか何かが来て、区長にとんでもないことを決めたとやってきた、こういうのがあります。これはアメリカの圧力なんですよ、大店法をなくしてしまうというのは。だから、ちょっとでもそういうものを規制するものが日本のどこか自治体で考えると直ちにそういう圧力が加わってくる。

これはこの間国会で都市計画法の改正案についていろいろ専門の学者の意見なんかが出ておりまして、今度は自治体が独自に都市計画のマスタープランを持つことができる、これはしっかりやれというような意見を述べている学者がおりました。そのときに、その審議会が何かのメンバーの一人で、小樽にもお見えになった伊藤滋さんですね。伊藤整さんの息子さんだと思いますよ、東京大学の先生をやっている。この方が、まちづくりとか都市計画の問題については、日本政府はもっとアメリカに強く意見を言ってもらわないと困るのだと。どちらかといえば、そういう立場の学者なんですけれども、そういう発言をしているんですよね。そういうこともひとつ踏まえておいていただきたいと思います。

具体的に何かが今問題になっているということでは多分ないと思いますので、これ以上のことはこの問題の限りはやめますけれども。

○高階委員

築港地区土地区画整理事業について

築港の関係で報告がありましたので、確認も含めてお尋ねしておきます。

先ほど事業計画、実施計画の変更ということでお話がありました。その報告の中に、清算だとか最終的なとかという言葉が何度か出てきたと思います。これで最後かなと思ったら、先ほどの説明を聞きますと、いや、若竹川がこうなんだとか、あるいは若竹内川がこうなったとか、こうなるとか、あちこち取り替えだとかいう話が出てくるものですから、この事業計画なり実施計画のお金のことも含めてですけれども、もう1回、こういうことが委員会に出されるのかどうなのかということをお尋ねしたい。

○土木部次長

まず、冒頭の資料1と2の関係についてでございますけれども、先ほどお話し申しましたように、事業計画というのはその都度その都度変わってくるのですけれども、実施計画というのは、おおむね国の補助採択要綱という一つの要綱の中で定められている流れに沿っているわけです。基本計画を出して、実施計画を出して、補助金の対象事業を整備して補助金をもらっていく。事業の中で10年、20年やる補助事業がありますから、その中には当然景気の動向ですとか、物の価格の変化があるわけで、おおむね5年ぐらいをめぐりに国と検討しながら進めていくという指導がございまして、たまたま本地区の場合については、ちょうどおおむねの年数がそのときに事業が終わるということもありまして、国との関係でも補助の関係でも11年度の補助金はもう11年度でなくなるということなので、

これは最終的な清算という形で処理をしていく。

問題は、実施計画と事業計画とのそういうセットの部分がありますものですから、金の部分についてはですね。ですから、実施計画が補助金が確定をし、事業の内容もほぼ確定した段階で、事業計画という法律に基づいてやっている部分については、それにあわせる形で資金計画上、今回変更したというのが一つです。

それで、後から私が若竹内川も含めた、いわゆる権利の問題でご説明申し上げたのは、結局、設計の内容というのは資金計画とは別なものでございまして、その変更には縦覧行為をしていかなければならない規定がございますので、この件に関するところが、いわゆる前回お話ししたように、若竹内川の従前地の取り扱いによって、昨年度末から道と協議をしてきた中で川の取り扱いの考え方の違いが道と施行者側とのいろんな見解の相違がありまして、私どもがとってきたやり方についてはちょっとまずいのではないかという線になってきた。ですから、そういった取り扱いをした結果、従前の河川敷を用途廃止をしなければならない。したがって、用途廃止をするとなると、土地の権利者の関係、そういった部分が変更になりますので、これについては、今、用廃の手続は道の方ですみますので、それが終わった後、事業計画の変更の作業に取りかかるというのですね。これから縦覧行為をしていくということで広く意見をもらう。ですから、これから議会に示すという形になるのは、多分、今どの時点でどうするか最終確定していませんけれども、最終的に事業認可の変更というのは、意見書の処理自体が道の土地区画整理審議会に付議される予定になりますので、今回、これは意見書をいただくような条件下でやりますので、そういう形になれば、また都市計画審議会の日程を見ながら、そういった形で、その前後の議会の中で意見書の内容ですとか、処理ですとか、そういった中で今回の事業計画の内容について変更内容をご説明して、意見書がどう出たか、それについてどういう見解であったのか。この辺りの処理は、3定前ぐらいにやればやりたいなというふうに考えてはおります。

○高階委員

その区別はわかりました。お金の関係で、都市計画についてはこれが最後ということであります。

それで、区画整理事業としては約68億円かかります、それが65億円で済みました、こういうことが今都市計画の方で出ました。これは今ここでというふうにはいかなと思いますけれども、狭い意味の土地区画整理事業だけでなく、それとの関連、港湾との関連が主だろうと思います。私たちはこの事業費全体、区画整理事業を含めて156億円の事業だと、おおよそその半分が市負担だと、こういうことを当初からずっと言ってきましたし、これは勝手に言っているわけではなくて、理事者の方が出された事業費の内訳を書いたものをもとにしてそういうふうに言ってきたわけでありまして。お金のことがそうやって結果がつくのであれば、その辺を精査した資料をぜひ出していただきたい。これは直ちになんて言いませんので、我々がそういうふうに言ってきたことが最終的には数字的にはこうこういうふうになるんですよというようなことがわかれば、こういうことであります。

それから、築港の関係ではオープンして1年以上たちました。私もめったに行きませんけれども、見に行ったこともあります。いろんなうわさも聞こえてくるのですが、これが進められたことによって目に見えて小樽の人口はふえたということはないんですけれども、雇用の問題についてもどうも余りぱっとしない。それから、マイカル自身がこれだけの売り上げを上げたい、こういうふうにして計画されてきたこともどうもうまくいってない。最近よく聞くのは、そこに入っている店が出たり入ったりと、今度はここが出ていくとかなんていうようないろんなことが聞こえてきます。1年ちょっとたって、この築港再開にマイカルを誘致したということが、一体小樽との関係ではどういうふうに今の時点で総括されているのか、評価されているのかという点を、いやいや、共産党が初めからいろいろ言っているけれども、何年かたてばそうではないのという点であれば、そういう見通しもお答えいただきたい。

○高階委員

平磯線の現状について

2定補正予算の中に平磯線のかかわりで、船浜の埋文調査の費用が新しく出てきて、埋文の話というのは私も初めて平磯の関係では聞くものですから、これは主に港湾かなと思うのですが、平磯線のその後のそういう新しい動きも含めてどんな現状にあるのか、それから今年度はどんな見通しでこれを進められるのかという点をまとめてお答えいただいて、私の質問を終わります。

○土木部次長

まず、土地区画整理事業に関して、現状段階での清算についての一覧は私もまだ点検整理中であり、整理次第。それから、これは私も報告したいと思いますけれども、マイカルの雇用の問題も含めて、現状の総括の問題は、マイカルに限っていえば、そろそろ丸1年たって現状をどう見るかというあたりが、報道を含めてご指摘のとりの部分がございます。ただ、店舗の部分については、当然もうかる店は入れても、もうからない店は集客ができないとか、全体的な店舗構成の中でどうしても調子の悪いところについては整理せざるを得ないというのは、これはこの間、マイカルに会ってお話をしましたけれども、設置者としても店子として賃貸料を払えない店舗であれば、共に倒れるわけにいきませんので、その辺はご相談をしましてまた別な店舗を入れていくという、こういうことは常にあることでございますので、それだけをとらえて調子が悪いと言われても違うかなと思うのですけれども。

ただ、雇用総体に見れば、従来からご指摘はしてはいましたけれども、臨時ですとかパートというのは、当然その店舗の衰退とか繁盛、その中でどうしてもふえたり減ったりするという、そういう中でできているのだらうと思います。ですから、夏場であれば、そういった条件下の方々の雇用状況が上がっている、冬場は下がっている。まず、マイカル、OBCとの話の中では、基本的には地場に対応した契約社員等々のいわゆる常雇用の部分については地場の部分について解雇するとかということは現状の中ではない。ただ、総体に人数を落としているのは、派遣組という本州なり全道から来ている部分については、小樽店舗の中で人件費等を抑えるためには戻ってもらうという、そういう手だての中で店舗の収支バランスをとらざるを得ない現状にあることは確かでございますので。

ただ、地域全体、あそこの再開発全体の総括ということになりますれば、何度も申し上げているように、遊休未利用地がまだ残っているという現状ですとか、周辺の港湾整備、臨海公園周辺も未整備の部分もございますので、そういった中、あと開発者自体のさらなる集客努力というものを検討している内容もあるやに聞いてございますので、その辺の中でもう一步、もう少し時間を置いて判断をしたいなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○(港湾)工務課長

平磯線の関係でございますけれども、まず、1点、埋文調査の関係でございますけれども、これにつきましては、平磯線の工事に当たりまして、東小樽交差点付近で埋蔵文化財の調査が必要ということで、11年度でB調査、試掘調査をやっておりまして、その結果、C調査が必要だということで、12年度でC調査をやるために約800平方メートルの敷地について埋蔵文化財の調査を行う予定になっております。また、引き続き、その後新たに生じた支障家屋の部分につきましてもB調査をやっていくということで予算計上されてございます。

それから、今年度の工事の状況でございますけれども、平成12年度の状況といたしましては、本工事につきましては直轄の事務所のございます起点側の陸側の部分の擁壁、盛り土工事、本工事を行います。このほか新たに生じた補償物件の補償交渉並びに漁業補償等について交渉を進めていくということで聞いてございます。

最近生じた新たな状況ということでございますけれども、これにつきましては、昨年11月に住民説明会を開催いたしましたして、新しいルートでもって事業を進めてやってございます。

この関係で、当初12件の補償件数でありました部分が約19件ふえて、31件の補償ということでしたけれども、その後の実施調査の関係でさらに3件ほどふえまして、現在のところ補償物件が34件になったということで伺ってございます。

それから、もう一つ新たな補償といたしまして、現在市道の海岸線、そちらの方に船浜ポンプ場からの下水道の

圧送管が入っておりまして、一部圧送管の切り替えも必要だということがございまして、これらについては現在水道局と協議してございます。

道路の進め方につきましては、現在のところ平成15年の暫定二車に向けて事業を進めているところでございます。

○高階委員

平磯線の関連で、新しいことが幾つかあったわけですが、今年度の事業費というのは15億円ぐらいだと思います。それから平成15年までに完成する暫定二車線の平磯線というのは前の議会で80億円ぐらいではないか。3分の1ぐらいが市負担ですね。そういうふうに数字は聞かされているんですが、こういった新しいことが起こってくるとまたふえてくるのかな、こう思ったりもするわけですが、事業費というのはどんなふうになりますか。

○（港湾）工務課長

現在、実施設計に向けた作業を進めておりまして、逐次年度ごとの事業費も計上しながら事業を進めてございますけれども、確かに補償物件がどうだとか、新たな支障の増加等々出てきてございますけれども、先日第1回定例会のときに表明しました80億円という事業費総体については現在のところまだ変更はございません。

○武井委員

中央通地区土地区画整理事業について

中央通に公共的な施設をつくるという方針がこの前出されました。これ、今日の説明の中でも、先ほどの質問に対する答弁の中でも、どうも私わからないのは1,300平米が600平米に変わった。では、最初は一体何を建てるつもりだったのか。1,300が600、半分になったら、今度はまたどういうふうな建物にするのか。

建物の計画が先だったのか、土地を買うのが先だったのかがどうもはっきりしないんです。ですから、そのところを初めからこういう施設をつくるつもりだったのか、あるいはこうなんだという、何か行き当たりばったりみたいな感じを受けるのですけれども、いかがでしょうか。どのような構想自体があったのですか。

○市街地活性化対策室長

中央通の整備に向けては、いろいろと事業当初からどういうまちづくりを考えようか、平成9年度に方向性を確認するという事で整備の基本方針をまとめてございます。その中で、この区域の中に公共的な施設が導入されることによって市民や来街者に有効なことであるということの位置づけをこの委員会でもさせていただきました。

そういう中で、当然区域内には民間宅地、支障はございません。そういう中で当然お譲りいただける場所についても、交渉の中で方向性は決まるということでした。当初は、やはり中心市街地に夜間人口の定住といった問題、さらには先ほど言った市民サービスといったことの中で、おおむね1,000平方メートルから2,000平方メートルぐらいの敷地は必要ではないかというような形の中で模索をした結果、4ブロックといいまして、市民センターの前側の部分が1,300平方メートルございまして、例えば1,300平方メートルを全部取得できないだろうかという交渉をしたのですけれども、ただ、どうしても地権者の方の協力を得られない中で、残念ながら600平方メートルのみ取得できるということになったことについては、前々回のこの委員会でも報告をさせていただきました。

実際のところは、この区域に公共施設の必要性という点では当初と変わっていない状況の中で、面積が違うことによって用途の再構築をせざるを得ないという状況にあります。

そういった意味で、あくまでもこの公共施設は、当初どおり規模は別にしても用途は別にしても、市民サービス機能等について合意を図っていくということで方向性は変わっていないというふうに確認してございます。

一番最初の公共施設の想定は、1、2階に市民サービス機能、その上に公的施設、それは住宅を意味しています。そういった計画をしておりました。

○武井委員

そうしますと、今1、2階部分には公共サービス部門、上は住宅、これは1,300平方メートルのときの計画で、

それが600平方メートルに変わったということになりますと、今度はどういうものを考えておるのか。

○（市街地）乙崎主幹

今まで検討したものについてはいわゆるポケットパーク、それと観光案内と街並み資料館、そのほか多目的集会所といったものについて内部で検討はしております。

○武井委員

そうしますと、市営住宅の案は消えたということですが、ほかのまだこれから予定するところで振り替えるという意味ですか。

○市街地活性化対策室長

基本的には街区内においては難しいだろうという判断をせざるを得ません。ただ、中心市街地の夜間人口をふやすという意味では隣接区域の中で公的施設の中の住宅等ができないかということで模索しているところでございます。

あと、先ほども600平方メートルの用途の関係の中で、あくまでもこれまでに検討した用途について3点ほどをご説明しましたが、それに係わる公的な施設について、これから再度再検討するということでございますので、決して3点の施設に決めたものではないということでございます。

○武井委員

そうすると、今度はこれは商店街の活性化の問題も含めて、中心街の地区に市営住宅も含めたそういうものを主体にというのは前から出ているわけです。今の部分は1,300平方メートルで、1、2階が市のサービス担当の問題、あるいは3階以上については市営住宅といいますか、こういうものと考えていたのが、今度は600平方メートルになったけれども、この問題については多分こういう部分を含めて捨てたわけではないだろう。今後の中でいろいろ検討してみたい、こういうふうにお考えになりますか。

○市街地活性化対策室長

そのとおりでございますが、ただ、今この場所、ほかに適地があって検討したということではありません。

○武井委員

次に、今、角一商会が大工事をやっています。秋ごろ完成するとして進めているらしいのですが、中央通の両面に、先ほどちょっと触れられたようですが、ああいうすばらしい家ができていますが、ここは一体両方に何棟ぐらいの建築物を考えていますか。あの絵のとおりでいけば、あれは全くの空想なんですか、それともどのような構想で。

○市街地活性化対策室長

最初の質問にあった戸数でございますけれども、今後、既存施設にかわる施設をそのまま建てようとするれば、あの数は限定されますけれども、これから商業地域、手宮線から上になりますという事業戦略があって、棟数については確認できない状況にあります。

一方、絵と余りにも乖離したものになるのかという点については、先ほども申しましたように、お示しをした平成10年の絵というのは、景観からいえば、姿を象徴し、空間の雰囲気はこういう形だよということをお示しました。現在手宮線を前後としたような再建を進める中では、そういったイメージを添付したことによって、各地権者が景観を意識した建物再建をしているということであると思います。

例えば一つの方法でいうとしますと、今日と明日オープンします大同ビルについては、さくら銀行ですね、ああいった外観を用いるような形で建物再建をしたりだとか、今工事中についても小樽市の景観条例に基づく外観、補助を入れながら建物にするといった点でイメージパースは決して空想のものではなくて、規模は別にしても、雰囲気の中ではトータルしたものにできるという点では評価できます。

ちなみに、全体戸数としては96棟ということでございます。これはあくまでも先ほど申しました再建方法が確定

していませんので、今現在の数字とお考えいただきたいと思います。

○武井委員

街なか活性化計画について

51事業があるということでございますけれども、主な建物、どのような事業が上げられますか。

○（市街地）竹田主幹

街なか計画の中の51の事業がございますけれども、この中では街の基盤づくりといいいましょか、市街地の整備改善の事業と商業の活性化の事業、その他の事業、こういう形で分かれてございます。

市街地の整備改善の主な事業は、中央通の土地区画整理事業がメインになっております。それと関連しまして街路づくりということで、沿道区画整理型街路事業というのを位置づけてございます。それから、これは終了いたしましたけれども、稲北地区のまちづくり、こういったものが市街地の制度改善の主なもの、さらに、道路づくりでいきますと市道の整備というものを位置づけておりますので、これは現在進行中の部分でございます。

それから、商業の活性化については、ハードにかかわる部分ということについては、商店街、例えば都通り、サンモール、花園銀座、そういったところが計画をしておりますお客様の利便にかかわる施設整備、そういったようなものを計画の中に位置づけてございますし、ソフト事業については、先ほどからちょっと議論がありましたTMOということに戻ってまちづくりなり、それから商店街が取り組むイベントに対する支援だとか、駐車場の共同利用の関係だとか、そういったものを位置づけてございます。

その他の事業は、例えば文学館、美術館の整備だとか博物館整備、そういったものが位置づいてございます。そういったものが街なか計画の51の主なものということでございます。

○武井委員

この中に手宮線の事業というのが入っていないのですか。

○（市街地）竹田主幹

51の事業の中には入ってございません。

○武井委員

旧手宮線について

手宮線を360メートル買うわけですが、あと残った部分はどういうふうな購入をするのか。年次計画があるのか、ないのか。いつごろまでの計画で買おうとしているのか、お示してください。

○都市環境デザイン課長

手宮線の用地の取得のご質問でございますけれども、先日、ＪＲ北海道と打ち合わせを行っておりまして、まず、今まで10数年間待っていただいた。そういう状況の中で、また、小樽市の今置かれている状況、これらを率直にお話をさせていただいて小樽市の考え方というものをＪＲの方に伝えた。そういう中ではほぼ小樽市の考え方というものについてはＪＲも理解していただいた。そういうことでは、今の雪あかりの路のイベントを行っている区間についてまず議論をしようということで相当程度理解いただいて帰ってきてございます。

その打ち合わせの中で残りの部分ということでございますけれども、そこまでなかなか話を進めるということが今の状況では難しいだろうということで、今の360メートルの区間に限ってということでございますので、その他の部分の具体的な年次計画とかスケジュール、その部分までまだ具体的には進んでいないという状況でございます。

○武井委員

市長にお尋ねしますが、今、担当者の方から、当面は360メートル、あとはまだ後だということですが、この場合は将来買います、ＪＲが寿司屋街から手宮線、南樽方面の鉄道用地との並行になっているところはこれはＪＲは買わなくてもいい。だったら、すすき屋街から手宮にかけては買う方向で当面は360メートル買うのだ、

こういう答弁なんです、ところが、今のお言葉の中では計画は立ってないと言いますが、市長はいつごろをめどに購入を考えていらっしゃるのですか。

○市長

今、課長からお答えしたとおり、当面は360メートルを何とか整備をしたいということで、やっとＪＲ側と協議に入ったということで、今後また引き続き協議していきますけれども、残った部分について相当な財政負担が伴いますので今の段階でいつまでにこれをどうするというのはなかなか明確にお答えできる状況ではないんです。財政状況が好転し、状況が変われば早まることもあるかもしれませんが、現状では今のところなかなか想定しづらいのが現実でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○武井委員

課長にも質問するのですが、今も申し上げましたように寿司屋街までなんだ。寿司屋街から先、ＪＲの並行部分はこれはＪＲが買わなくなっていいたと、話し合いの中で、そういうことらしいのですが、そうしますとアンケート調査した動的な問題はもう消えた、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○都市環境デザイン課長

利活用の方法ということでございますけれども、具体的にまだ最終的にどうこうという状況ではございませんが、市の方に用地として買ってほしいというふうに依頼がきているのが寿司屋通りから、残された南樽と寿司屋通り間の今の営業線路との並行区間につきましては、ＪＲとしてもいろんな維持の問題が営業上の問題がございまして、小樽市の方に譲るという状況になってございます。

そのことから、動的な利活用というのはないのかというようなご質問でございますけれども、そういう用地が市のものでないから、もう動的なものはできないのだ、そういうようなことではございませんで、今後またいろんな場面で利活用については検討しなければならないというふうに思っております。

○武井委員

確認ですが、まだ動的なものは消えたのではない。まだ持続しているんだよ、こういう、市民もその点についてはアンケートの中では動的なものも非常に大きな数字がのっているのですが、今はまだあきらめないよ、まだ残っているんだ、こういうふうに勇気づけてよろしいという答弁でしょうか。

○都市環境デザイン課長

勇気づけていいのかわかりませんが、前市長が最終的に当面の利活用という方向では将来の軌道系というものの運営上の障害にならないような形で当面はオープンスペース系でということで一定程度の整理はしておりまして、その後いろんな社会情勢の変化とか今後の状況を見ながら、いろいろ最終的な判断をしていかなければならないと思いますけれども、そういう軌道系を走らすということが非常にいろんな課題が多いということは今の時点で言えるのではないかと考えてございます。

○武井委員

一応、まだまだ希望を捨てなくてもいいというふうに私は理解して、これを終わりたいと思います。

○武井委員

北海経済新聞社の移設について

経済新聞社の移設工事が始まっているようですけれども、これは一体いつごろまでに作業を終わらせようとしているのか。この工事は潮祭りなどのイベントに影響がないよう作業を進めるかどうかなのか。

○（市街地）乙崎主幹

現在、建物の基礎部分を調査して、合理的な引き家工法について調査を行っており、調査については9月末までには終了する予定です。ただいまご指摘のありました外側の掘削工事につきましては6月末までに復旧できる予定で、潮祭りの期間中には影響はないだろう。ただし、その後、移転補償契約に基づいて今後引き家工法での工事を

行うというスケジュールにはなっております。

○武井委員

築港地区土地区画整理事業について

築港地区周辺の土地区画整理事業についてのご説明がございましたが、ＪＲの負担金400万円が541万5,000円に変わっております。これはどういう部分がふえたかご説明ください。

○土木部次長

当初計画の400万円から540万円になった理由でございますけれども、当初計画では昭和62年4月1日に建設省と運輸省で都市計画での駅前広場の造成に関する協定というのが結ばれてございまして、駅周辺の駅前広場を整備するに当たっては、この協定が一つは建設省関係で行う場合には鉄道事業者と協議をする内容になってございまして、これは駅前広場造成にかかわる対象物件というのは、古く昭和28年方式という一つの形式がございました。そういった通達の中ではっきりした面積というものがございまして、実際にはここに広がる面積というのは3,570平米を対象にしているんですけれども、この28年方式で計算すると、基本的に負担をする予定事業の面積というのは1,600平米でございます。

その1,600平米のうちの6分の1、いわゆる駅に並行して6分の1分をＪＲ側の負担面積とする。その負担面積に対して、何をかけ算するかということになると、容積率とか舗装等のいわゆる推定の工事費類の単価をはじいたのがあの当時1万3,781円ということで計算をしたわけです。それでおおむね出た答えの6分の1分、これを負担として約400万円ということで計上させてもらいました。この考え方は全く同じですけれども、こういう場合の整備の内容は、全体の工事費自体が上がったということで先ほど言った1万3,781円が2万300円ぐらいになったわけなんです。したがって、これに対する総額の6分の1をＪＲに求めて計算した結果、この数字を要旨としてまとめたということで540万ちょっとの数字になった、ということでございます。

○武井委員

このことは当然ＪＲ側は了解しているのでしょうか。

○土木部次長

これにつきましては、先ほど言った年次別収入の中で平成10年度に一括ＪＲから負担をしてもらいました。

○武井委員

勝納川の漁業問題について

過年度に500万円の調査費がついたと思うのですが、今回1億4,000万円予算化されていたと思います。たしか落差溝が12カ所あるんですけれども、今回の1億4,000万円をもって、落差溝は魚道ができるのでしょうか、いつごろの計画なんでしょうか。内容をご説明ください。

○（土）管理課長

今、委員が言いました1億4,000万円、私どもも道の方に確認しております。今年度予算1億4,000万円。その中身につきましては、水生動植物の調査を含めて、いわゆる環境関係の調査で4,000万円でございます。あと1億円については工事費だということでございます。工事内容につきましては、落差溝が12基、勝納川にございまして、これは一気にできませんで、今年度の予定を聞きますと、2基をまず改修して、いわゆる12基分やらなければならないのですが、今年度は2基だというふうに聞いています。

それから、国道5号からのこっちから行った手前側に北の菅酒造があると思います。そこまでのいわゆる河道内の散策路ですね。河道の整備、それを今年度行うということで聞いております。

○武井委員

これは下の方から順にできているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○管理課長

河口から順番に落差溝の改修をしていくというふうに聞いております。

○委員長

暫時休憩。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 20 分

○秋山副委員長

公明党なし。

○斉藤（裕）委員

P F I について

先ほど P F I の関係がありましたけれども、関連してお尋ねいたします。

部長答弁で、低廉な公共事業という位置づけ、そういう効果がある。市としては事業、事業者の選定をしていく。こういうことが将来考えられるのではないかと一般論としておっしゃったわけです。そこで、地元産業の機会という古沢質問に対して、事業選定によって地元産業に機会を与えるというようなご答弁があったのですけれども、私、ちょっとどういうことをおっしゃっているのかわからないものですから、説明してください。

○企画部長

私が申しました事業選定については、一般的な話として、比較的大きなプロジェクトは地元の企業参入はある部分ではノウハウというものが問われるわけで、現状の中にありましてははじき出される可能性があるのかな。ただ、先ほど申しました事業はいろいろあるわけでございまして、例えば十分地元事業のノウハウを生かす、こういう事業もあるだろうと思います。そういうものについての可能性もございしますので、そういう言い方で先ほどご答弁を申し上げました。

地元の企業が丸きり参入できないんだということにはならないわけで、当然のことながら、地元企業者のいろいろな意味でのノウハウ、努力は場合によっては求められていることもあるわけですので、そんな意味で申し上げました。

○斉藤（裕）委員

ちょっと一つ一つ明確に言ってもらえませんか、わからないのです。

○企画部長

P F I の対象になるものとしてたくさんあるわけでありまして。例えば公共施設のいわゆる道路、あるいは河川、公園、水道、こういうようなものについても P F I の導入ということは考えられるだろうというようなこともあります。また、公共施設の例えば庁舎関係、これも対象施設の中に含まれている。あるいは公営住宅、教育文化施設、こういうものも施設として入っているわけでございまして、その中でどういう事業が、これはまだまだこれから議論の中で我々としても考えなければならぬ、あるいは勉強していかなければいけない部分があるわけですが、そういう中での地元業者からの参入というのはあり得るだろう、こういう趣旨でお話をしたわけでございます。

○斉藤（裕）委員

今言われたことというのは、P F I でできる範囲、種類を全部述べられただけであって、部長のおっしゃった事業を限定することによって地元の事業者が参入しやすい P F I の対象があるように聞こえたものですから、そういうことにはならぬだろうと思っているんです。ですから具体的に例えば地元の事業者の持たれているノウハウとは何ぞや。具体的にどんなことなのかなと思ったのですけれども、今のだったら何でもあるけれども、地元の企業がノウハウを持っているからやってくれる、これではどうもぴんとこないのですけれども。

○企画部長

非常に抽象的で一般論でお話をしたことによって、なかなか質問にお答えしていない部分があるかと思います。

先ほど言いましたように、いろんなPFIの全体的な、あるいは一部のPFIなど、いろんな方法がございます、中身につきましては。全体の導入、それから一部の導入、いろんな手法はあるようでございますので、それについては、当然のことながら、市民負担あるいは経費の縮減、そんなものも大きなPFI導入の目的でありますので、そんなことを考えていながら、例えば小樽市にどのような事業が導入できるのか。これはこれから検討の中で考えていかなければいけないだろうと思っていますので、今ご質問に的確にお答えできない部分もあるかと思います。

○斉藤（裕）委員

基本的にPFIの場合、事業を求める市の側で事業を選定してみたところで、それをもって地元参入を担保できるものである、こういうことにはならぬわけです。それはちょっとニュアンスが誤解を招いている。PFIを導入したら、これは平場の勝負ですから、その中に事業を幾ら選定したところで政策的に地元参入を促す効果はないと私は考えております。

そんなことをやったらPFIではないわけです。これだったら公募型ですよ。事業手法、資金調達も含めて提案してくる、プレゼンしてくるというのがPFIの原則ですから、それは当たらないであろう、こう考えます。

それで、一番大切なことは、今後いろいろな持ち込みやあっせんという形で検討されていくのだろうと思うんですね。ちょっと乱暴なことを言えばブームについて、PFIのブームのこういう可能性がある。そのときに一番困るのは、実はどの事業が優良な事業かということを行政の側で判断することができないということです。というのは市の行政でいったら事業の内容の精査ということまでなかなかいかない。これはどこの部署にとっても苦しいでありますね。事業提案してくるというのは、かまどもしっかりしているし、お金もあるし、いろんなものを持っている人たちが提案してくるわけです。それこそ技術士が100人いる会社とかそういうところが入ってくるわけです。それによって行政側が注文をつけるというのは非常に皆苦しんでいます。ですから、PFIの仕組み自体はそれは結構ですけども、必要なことですけども、維持する、または制度化させる、そういったものは甲乙つけようがないわけです。そういった人材育成を同時に進めていくべきであると思いますけれども。

○企画部長

先ほどの私の答弁で舌足らずな点がございました。確かにその事業によって地元企業がそれに参入できる担保があるかといいますと、そういう面では基本的には一般競争入札、そういう形を取り入れる。これは先ほど言いましたように、透明性とкаいろいろな問題の中でそういうものがありますので、担保されるものではないことは十分承知しております。

それから、もう一つはお願いする側、あるいは受ける側、それぞれのPFIの中で、それぞれおっしゃるとおり厳しい状況があるのだろうと思います。例えば民間にとってはかなりきちっとしたものでなければならない。そしてそれが財政上どういう問題があるのかということも掌握した中で、トータルでどうなのかという提案をしていく必要があるだろう。こういうふうなのが一つの流れです。それから、発注するか。あるいは事業サイドで、計画なりコスト管理、あるいは設計から運営までを含むライフサイクルにかかわる着目した事業性の評価、こういうものを問われるということで、おっしゃるとおり、お互いにこれについては相当きちっとした形で整備して、そして対応していかなければならない、こういうふうな認識を持っております。

○斉藤（裕）委員

民間活力導入が叫ばれて、いろいろな計画があったわけですよ。例えば六甲のアイランド計画であるとか、それとか湯布院の土地信託であるとか、静岡県ではテーマパークでしたか、それはいろいろ信託方式であるとか、3セク方式だとかやっているけれども、実は今言われている法律がなかっただけであって、PFIと非常によく似ているんですね。そして湯布院なんていうのは信託方式を取り入れて信託銀行が開発をしました。もちろんだれも疑問に思わないでやったのですけれども、今はもう既に施設はない。施設がないということは湯布院の町のものです。

だから、注文がつけられないということでした。しかし、時代の流れだと思いますので、十分検討していただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

中央通地区土地区画整理事業について

先ほどの600平方メートルの話です。600平方メートルの中で、公共施設をげたばき方式で市営住宅や何かを頭に乘っけるとか、こうおっしゃったんですけれども、市営住宅とは別ですか。

○市街地活性化対策室長

先ほどお話をしましたのは、1,300平方メートルの場合において、下層階に市民サービス、上に住宅というお話を申し上げました。600平方メートルについては、まさにこれからいろいろな施設について議論をしてきた中で、今現在検討中ということが原則でございます、そういうご答弁を申しました。住宅は敷地で公的住宅は入らない、公的住宅は無理という判断をしております。

○斉藤（裕）委員

1,300平方メートルで考えていると聞いたときにお話を伺って、あれと思ったのですけれども、土地の容積率、建ぺい率からいったら結果的に中高層でしょう。ですから、当然上に市営住宅を積むということになると、駐車場の充足率がありますから、その半分、恐らく6階以上とかいうものを当初はイメージされていたということではないのですか。

○市街地活性化対策室長

委員のお話のように中高層で考えていました。駐車場については、敷地からいっても立体駐車場なりを計画するという判断は持っていました。

○斉藤（裕）委員

地べたが減ったのですから、もう1回考え直さなければならないということはある程度わかります。

それで、今改めて中高層住宅を公共が建てるという考えは、ある意味では新鮮だろう。今までは政策的に高い市営住宅を考えられていなかったと思います。土地が広がったのかもしれませんが、これは街中に土地利用から考えてたくさん積まなければならないということもありますけれども、それも今後そういう考え方、街中で土地の有効利用、つまり容積率を目いっぱい生かすということになれば、かなり背の高い建物を公共でつくる考えがあるということで今確認しておきたいのですが。

○市街地活性化対策室長

私の答弁は、中央通の建設地域でのという限定でございますけれども、住宅をつくるということは、住民の環境をまず第1主義に考えるべきで、隣接する地域の方々の住環境も意識するという面では、ただ敷地が小さいから、ただ単純に高度化するという概念はいささか無理があるのかな。ただ、方法論の中で、結果としてそういう形になるかもわかりませんが、一義的に高層化だけが基本ではないというふうにお考えください。

○斉藤（裕）委員

そういう考え方もあの地区では前面に押し出して描いていたわけですから、そうですよというなら私の質問は終わります。

○市街地活性化対策室長

ご質問と食い違っているかもしれませんが、1,300平方メートルに40戸程度と考えていましたので、階層的には7階程度だったと記憶しています。そういうことでは中高層ということでございます。

○大竹委員

まず最初に、先ほどいろんな答弁の中で、中央通の答弁の中でもあったのですが、イメージ図を出したというこ

とで、予算措置もされた中ではないけれども、こうなればいいんだというような話でございましたので、これから話すことにつきましても、こういうことになればという部分、将来に向けての思いのなものをお答え願えればと。あくまでもこれは予算措置がされているからできるとか、できないではなくて、これから言うことについて、今、小樽の将来を考えると、こうあることもいいのではないかとというくらいのご答弁をいただければと思いますので、そのようにお答え願いたいと思います。

○大竹委員

アネックス館について

4月1日から空き店舗となっておりますアネックスビル、これについてお伺いしたいと思います。

これは小樽の中心街にありまして、市内の商店街を含めて活性化するための拠点といいますか、そういう中では一つの重要な位置にあるのではないかと考えておりますし、あれ自体は稲一開発の大きなプロジェクトの一つの中にあったということだと思います。その中で、今あいてしまった部分をどのような形で活用していくのが小樽の商店街を含めて中心街の活性化に向けてプラスになっていくということでお考えになるかをお聞きしておきたいと思います。

会議所あるいは経済センタービルの構想もありますし、そういう中で会議所のビルの建設、そういう論議もされております。そういう中でいろんな商業活動、あるいは工業活動において、いろんな機能を持ったものが集約されて機能することが、いろんな面から考えましてこれからの小樽の商工業にとってプラスになると私は思っているんですけど、その辺のお考え方はどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○商工課長

稲一開発の中の通称アネックスと言われている丸井の隣のビルでありますけれども、既にご承知のとおり、昨年から空き店舗という形の中で、1年間は丸井今井の契約がありますので家賃が入ってしまっていて、今年の3月まではそのままだったんですが、4月からは契約が解除になりまして、現在は空き店舗という状態の中で、小樽開発という管理会社に家賃が入らないという、そんな状況が4月から続いております。

ご存じのとおり、サンモール一番街のまさに中核ということで、なかなかあそこにあれだけ大きな空き店舗があるというのは非常に大きな影響があるところで、我々も小樽開発の当事者の方々、あるいは丸井今井を含めて今回いろいろお話し合いをさせていただいて、市としてもできる限りのご支援ご協力ということでのお話し合いをしております。

市としてのビジョンとしては、あそこは物販を中心とした商店街ですから、そういった集客効果のあるものが当然入ればいいというのが趣旨と思っておりますけれども、しかし、現実にあそこの管理会社なり丸井今井なりがどういった施設をあそこへ持ってくるのかということも一方ではあるでしょうから、我々もそういった話をお互いにしながら、できるだけ早い時期にどんな形になるかは別にして、早く物販なり、集客の施設が入って正常な形に戻るということを考えているところでございます。

○大竹委員

具体的な話ですが、これはできる、できないの問題は抜きにしまして、小樽の商工業にとってということでご質問いたしますけれども、会議所が大分古くなりまして新しく建築されようということがありますし、それから経済センタービルの建設も一緒にしながら総合化へということもあります。そういうことを考えたときに、経済活動の中で市民相談の窓口となっている中小企業センターというものがございすね。そういうふうなものだとか、観光のものだとかと一緒に集まった中での一つの建物の利用の仕方というものもあるのではないかなと思いますが、その辺はどう感じておられますか。

○商工課長

今お話がございました部分では、実はこの間の検討といいますか、協議の中でも公共の施設を何とかというお話

もなかったわけではありません。それは我々市が入るというよりも、今お話がありましたとおり、商工会議所の建物が老朽化しているということで、あそこのビルを何とかというお話も、正式ではありませんけれども、議論の中ではあった。さらには、今お話があったとおり、市のサービス施設、あるいは商工業の中心地ということからすると市の経済部の一定の機構みたいなものをあそこに入れられないか、そんな話も協議の中では出ております。

この中では、あその場所が適当かどうかは別にして、一つは、今、商工業のある意味では情報の発信だとか受信だとかという、そういった一つの形というのですか、必ずしも施設にはこだわってないのですけれども、機能としてはどこかに持ちたいなということも今別のサイドで我々は考えておりまして、そんなことも近い将来には必要なことになるかな、そんなイメージを持っております。

○大竹委員

そういう中で現状のことをちょっと考えてみますけれども、現状のあいた中で、あのままになっているということ、これが継続していきますとどのようなことが予想されると思いますか。何かが入ってくれるということはそれは望みですけれども、それがかなわないとしますとあの状況はどういうふうになるという予想がされるのかということなんですけれども、いかがですか。

○商工課長

一般的には当然あれだけの大きな空き店舗ですから、集客という意味では、従来あそこで集まっていたお客さんの部分では非常に厳しい部分が出てくるだろうと思います。

それともう一つは、あその稲一再開発全体で管理会社がすべての仕切りをしておりまして、あその家賃が毎月入ってこないと管理会社としても非常に厳しい状況になります。

ですから、あそこはグランドホテル、丸井今井、アネックスというのが一番大きな形で、また小さいところも何店かあるのですが、そんな中での運営ですから、あの大きな部分の家賃収入が入らないというのは非常に大きな影響がある。そういう意味では、今おっしゃったように、長い期間あいた状態が続くというのは非常に影響があるのかな、そんな認識を持っております。

○大竹委員

そのような形で、小樽全体のことを考えますと、たまたまあそこがあいたということが、あるいは別な施策にするとしてプラスになるという時期かもしれないという考え方もあると思います。そうした中で行政という形の中、あるいは小樽市内の商工業を含めた、会議所を含め、あるいはＪＣとか観光協会ですね、いろんな含めた中でその辺のいろんな働きかけを行政としてもやっていこうという何かの方策があるとすれば、これはできる、できないは別の問題ですよ。こういう形にしていけばいいのではないかなということがありましたら、説明願いたいと思います。

○商工課長

具体的にこういう形というのはなかなかお示しできないのですけれども、今ちょっとご相談されていますのは、何社かがあそこに入りたいというオファーがあるというか、アプローチはあるようです。そんな中で家具店なり物販店なり何社かきておりまして、その中で、例えば1階から4階まであいておりますので、総体5,000平方メートルぐらいの平米数全部を使い切っていただければ、それはそれで一つは管理会社としての形はできるのですけれども、そのうちの一部残った場合、例えばワンフロアがどうしても埋まらなかった場合など、市に対する先ほどあったような形の要請なり、あるいは会議所だとか、また別の意味での公共施設、そういった形のお話というのは出てくる可能性は残っているのかと、そんな認識だけは持っております。

○大竹委員

具体的ににならないにしても、あの中心街に、小樽の現状を考えたときにプラスになるためにはどういうものが欲しいんだということもあると思うんです。それで今ＩＴ革命ということがありまして、商業形態も変わってくると

ということが予想されております。ですから、大きな店舗としてはそれを取り入れて、直販といいますか、お店で売るということだけではなくて、ＩＴを使った中の販売ということがこれからやはり23%、30%なりどんどんふえていくだろうという予想もされている中ですから、そういうものに対する支援をするということも経済活動の中で非常に大事なことだと思うんです。ですから、それが一社でできないとすると、商店街全体を考えたときに、やはり法的なものの中、その辺の手助けをしながら、売り上げを伸ばしていくようなものに取り組むということも必要だと思うのですけれども、そういうようなものに対する取り組み方についてはいかがですか。

○商工課長

お話がありますとおり、ＩＴという言い方がいいのかどうか、いわゆる通常の物販、物の売り方から、俗に言うインターネットを使ったネット販売みたいなのが現実には起きてきておりまして、これから間違いなく伸びていくのだろつと言われております。ですから、商店街の中でも単にお店だけに物を置いて売ることよりも、もう少しそういったものを利用した売り方というのを考えていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいまして、我々もご相談を受けています。ですから、当然そういった方法等もこれから必要になってくるし、私どもも一緒に研究をしていかなければならないというふうには考えております。

○大竹委員

ちょっと細かく言いますけれども、そういうものがあそこの位置にあったとすると私はいいのではないかなと思うんですけれども、どう思いますか。

○商工課長

たまたまあそこにあいている一つの空間があって、そこをうまく利用できるということでは、仮に両方の考え方が一致すれば非常にメリットのあるものだと思います。ただ、どちらが先かということだと思うんですが、こういったものが今後必要であるというふうに考えていてたまたまあいていたという話なのか、あいているからどうだということなのか、なかなか難しいですけれども、それぞれの望んでいる気持ちが合っていけば、そういうことはあり得るのかとは考えておりますけれども。

ただ、残念ながら、あそこの場所そのものはオーナーがおりまして、そういった形で次の場所というのがそっちサイドでどうしても中心に決めて、我々はご相談にはのりますけれども、我々がこういった形をというのが持っていけるような段階にはなかなかないというのもまた事実でして、その辺もちょっとご理解いただければなというふうに思います。

○大竹委員

ですから、最初にお断りしたんです。それができるとかできないかでなくて、どうあったらいいかなということ。やはりそういう希望とか、将来に対する展望というものがあって物事が進むわけですよ。希望も展望もないところには物事が進んでいかないと思うんです。ですから、できる、できないというより、そうであったらなという希望があって、それに向かって努力していくことがそれがプラスになっていくことであって、現状の中で予算がないからできないという話ではなくて、そういうことが必要だと思うんです。ですから、それに向けて積極的に取り組んでいただければなと思います。

その同じような関連なんですけれども、市民サービスということがこれは行政として、市役所にとって一番大事なことであるし、それ以外のものはないと思っております。そういう中で、窓口サービスということから考えたときに、今、検討されているようでございますけれども、ワンストップサービスということについての取り組みです。市役所に行きましても、それぞれ市民部、福祉部、環境部、あるいは水道局といろいろな窓口がありますけれども、そういうものが一括されたような形でサービスがあり、それがかつ皆さんがよく集まるところにあったとしますと非常に市民としては喜ばしいことだという思いをしているんです。ですから、そういうことを考えたときに、今までの窓口サービスということもまた変えた中で、やはり市民サービスを充実するということから考えまして、今

のような場所、ちょっとそこにこだわります。たまたまあいているからこだわるのですけれども、そういうようなものがあれば私は思うのですけれども、その辺についてのお考えはいかがですか。

○商工課長

ワンストップサービスなり窓口サービスという、いわゆる住民サービスの機関としてあいった場所を利用していくといいますが、大事な視点だと思いますし、選択としてはあるのだらうと思います。ですから、先ほどおっしゃった事業者なり工業者に対するサービス部門という意味での部分と、あるいは一般市民向けのそういった公共サービスといいますが、市民サービス分野というのがあいった場所にあるというのが一つの選択肢としては大きな部分かなと、そんな認識は持っております。

○大竹委員

そこで現状なんです、ワンストップサービスについての取り組みなんです、現状においてそれぞれの部がどのような形でもってそれに組み組んでいられるのか、現状をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○（総務）総務課長

本日出ておりませんが、行政改革の担当の方が窓口になりまして、今、委員がおっしゃったようなあらゆるサービスが、例えばサービスセンターの中でどういうふうな形でやっていけるのかということ、教育であるとか、市民部であるとか、関係部のところからいろんな事項を出していただいて、その辺を原部と総務部の間で点検をしていっているところでございます。まだ結論としては、その中からどういうふうなものができるかどうかということまでいっておりませんが、そう長い間かからないうちに一定程度の結論は出していかなければならない、こういうような考え方で今進めているところでございます。

○大竹委員

そういうような形で、この間の1定におきましても我々の方から業務の改善についての話もございました。それはあそこのあいている部分に美術館はどうだろうかというような話もございましたし、以前ですとメディカルセンターというのはどうかという話もございました。それらをかながみしました中で、これからアネックスビルのところを、要するに中心街の中心となっている部分、商店街のこれからの動向を踏まえた中でやはりどうあるべきかという、どうあってほしい、どうあるべきだという部分ですね。その辺大きなことになりますので、市長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○市長

アネックスの部分ですけれども、やはり基本的には商業施設としてオープンしたわけですから、あいてる部分も物販施設がぜひ入ってほしいというふうに思っています。先ほど商工課長からも話をしましたように、小樽開発の方で鋭意、物販施設を誘致するべく今懸命に努力しておりまして、そういった状況を見ながら対応してまいりたいと思っていますけれども、あくまでもやはり物販施設としてあそこが埋まってほしいと思っています。

○大竹委員

それで私はこれははっきり市長の口から聞いたわけではございませんけれども、行政としてもああいう状況になりましたら、1階ぐらい持たなければならないのかなというふうな、本気でないにしても、そのようなお気持ちを持っていたというような受け方をしているものなのですけれども、その辺はどうですか。

○市長

なかなか埋まらないうと、4階までありますから、3階まで埋まったけれども、あと1層埋まらない。市役所、何とかならないかという相談でも受ければ、先ほど言ったようなことが考えられますけれども、当面はやはり物販で何とか埋めてほしい。いろんな情報センター的なものはあその場所でなくてもいいわけですから、別にまだ場所を探せば幾らでもありますから、当面はやはり一日も早く物販施設として埋まってほしいと思っています。

○大竹委員

そうしますと、今までいろいろとご答弁願ったことで市長のお考えが最終的な決めることになるかと思いますが、そうしますと、会議所にしても、経済センタービルにしてもよそだという考えをお持ちになったと私は解釈せざるを得ない。せっかくありますし、稲一開発が破綻を来すようなことがあったとすると、もっと大きな打撃が出てくだろうということが予想されるわけですね。融資を受けながら立ち上げていますけれども、それ自体がいかなくなりますと、あれ自体、あるいはグランドホテル自体もすべてその辺がだめになってしまう。ですから、早いとか遅いではなくても、小樽市全体を考えたときにはそれなりの手を打っていくという、そういうようなことも民間ではできない部分があるとする、公共でやはりその辺をみてあげる部分があって、全体が小樽市全体の事業ということもあると思いますので、その辺、今申されたことが確かにそれはありますけれども、これから先いろいろ考えた中で、本当に小樽の経済ということを考えてできることをやっていくという形を何とかしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市 長

消費者自体がそういう考え方で今進んでいますので、実のあるといいますか、また側面的に支援して、一日も早く埋まってほしいなと思っています。

仮にもしなかなか埋まらない状況が今後も続くということであれば、また各界の方と相談して、あそこの利用方法についても、会議所という話もありましたけれども、会議所側自体が何とか自前のビルを欲しいというのが総意のようございまして、そんな話もしたこともありますけれども、何とか自前のをやるんだというような方針のようですから、それはなかなか困難だと思いますけれども、いずれにいたしましても、もう少し様子を見たい、懸命に努力している最中というふうに聞いていますので。

○大竹委員

TMOについて

TMOの関係なんですが、何回かその会合が持たれるというさっきの答弁でしたが、それと行政とそれから民間と会議所という形ですが、そういう中でのそれぞれのスタンスといいますか、役割分担といいますか、それはどのようにお考えになって、行政としてはその事業に向けてやってられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○（市街地）竹田主幹

さきにお答えしたとおりでございますけれども、現在会議所の方でまちづくり研究会という形でTMOの研究をしていこうということで立ち上げて、第1回目は開かれましたけれども、6回、計7回という形になってございます。それで行政としてはうちの街なか計画の位置づけの中でさまざまな事業を今TMOの中で検討するということでございますので、当然ながら、行政等の役割がその中でどう生かせるかという部分ではいろんな助言等々の中でオブザーバーとしての参加をしているところでございます。

民間サイドと会議所の役割という部分でございますけれども、会議所は当面TMOの受け皿といいましょうか、そういった中で何とかできないかというスタンスが今あるのかというふうに思っておりますので、会議所はTMOの当初の受け皿的なもので検討されているのかなというふうに思っております。

ただ、その中で民間サイドの役割でいけば、当然TMOというのは会社ばかりではなくて、さらにいろんな組織形態もあり得るわけですから、当然民間の方々の意見を受けながら、会議所等々との連携の中で、組織形態を含めて、今後役割、民間と会議所の役割も明確になってくるものというふうには思っております。

○大竹委員

それで、先ほどの答弁なんですが、これはTMOについての問題は最終的に市が最終認定するということになっていきますね。最終認定するということはどういうことを含めているのかなと。責任の問題は確かに出てくるのですけれども、この辺はどうお考えですか。

○（市街地）竹田主幹

小樽市が認定をするという部分でございますけれども、TMO構想について、小樽市が作りました街なか活性化計画に基づいたものであるということについて認定を行う形になります。

実際に事業を行う場合には、TMO構想、より一歩進んだTMO実施計画をつくってもらいます。これについてはいつ、どこで、だれが、どういう資金を運用して何をやるかということを決めた実施計画を定めます。実施計画についてはそれぞれ建設省であるとか、通産省であるとか、そういったところの認定を受ける、こういう形になります。

最終的な責任といいましょうか、実行の担保という部分につきましては、それぞれの事業主体が最終的に負うわけですが、当然行政としてはそれに対する支援だとか、そういったものの中で側面的な支援といいましょうか、そういったところである一定程度の責任を負う形になるかというふうに思います。

○大竹委員

事業計画を国の方へ出しまして、それで受けられた後のことにつきましては、それぞれ出された案に対して、国あるいは道が助言するという形がとられますね。その辺、国あるいは道が助言的なものとか何とかということについて何かありましたら。

○（市街地）竹田主幹

昨年8月に提出したわけですが、その後、計画内容についてのさらに精査といいましょうか、そういった形で国なり、あるいは道のまちづくり推進室等からの問い合わせ等がございました。それから今年に入って、さらに実際にどういうふうに事業が進捗しているのかという部分での問い合わせなり助言なりということがございました。さらに、先ほど報告の中でもありましたけれども、まちづくり総合支援事業というのが建設省で新しくできたという中で、小樽市が街なか活性化計画基本計画を提出している中で、事業的にこういったものが可能であるのか、そういったものをぜひ検討してくれ。そういった形で、逆に中央省庁からの投げかけもございました。そういった部分では、具体的な助言というよりも、いろんな施策等々の投げかけがあり、それに対して我々もできる限り、それに応じていく。そういったスタンスの中でやりとりしている、こういう状況にございます。

○大竹委員

そうすると、具体的な話はないにしても、今まで出したものの中で、国あるいは道としてはこういう方式をとったらどうかという話し合いをしながら実際に進めているということで理解してよろしいですね。

それで、いろいろやっている中で今のことに関連してくるのですけれども、今、中心街を考えた中で、在宅福祉を含めてのことなんですけれども、都市型複合デイサービスセンターの導入というようなこともこれは大事なことであるよと。以前からですと、高齢者の方、あるいは障害者の方が一番便利のいいところへ住むことがよりいいことだということはいろんな意見の中であったと思います。そういうことにつきまして、今これから、先ほどちょっと住宅の話もございました。これはたしか私の記憶でいきますと、1年半ですか、2年ぐらい前ですかね、先ほど言った下の方が公共的なものの建物であり、その上に道営住宅が建設されますよ。道の方の意向としてはそういう思いでありますよというのが市の方に提示されたと思っております。そういうようなことなどを含めましたときに、今都市型複合デイサービスというような形のものをもっていけるのではないかなというような気もいたしますので、それについて取り組むような、今はないにしても、取り組みたいという部分がありましたら、お話ししてほしいと思います。

○（市街地）竹田主幹

今、委員の方からご提案あったという中で、中心市街地というのは非常に交通の便のいいところでありまして、高齢の方の大事な居場所ということで、そういう都市型のデイサービス複合施設というのは大変適した地点だというふうに我々も思っております。

そういう中で、可能性があるのかということも含めて、現在の中で街なか計画があり、そういう形で具体的に位

置づけているものはないのですけれども、今後、市民の方々からもこれからいろんな意見を聞き、あるいは関係の方々の意見をお聞きする機会がたくさんございますので、そういった中で、今、委員のご提案の趣旨が実現できるような部分があれば、当然我々もそれに対する検討なりしていこうというふうに考えております。

○大竹委員

P F Iについて

その辺まで含まれてきますと、先ほど来、出ていますP F Iの問題もその辺でもって絡んでくる部分もあるのだと思います。私自身が理解している部分で申しますと、これにつきましては、事業の選定ということと、事業者の選定、それから契約の締結という大きな3つの部分に分かれているように解釈しているんです。事業の方式の検討という中で、民間も含めた行政等も含めた中でそれを考える。それで選択した中で、実際の実施方針などを全部決めた中で事業の選定というものをされて、その後、事業者の選定ということになります。これにつきましては、民間事業者に対して、このような内容でやるので参加いただけないかという募集をした中で、その後の民間事業者の選定ということになっていくように私は理解しているんです。

ですから、先ほどどうも大手だけがどうのこうのということではなくて、地元の参加、当然これはやってほしいことですし、そういうことを考えますと、民間事業者の募集という形の中でいきますと地元がいろんな形態の中でそれに参加するということは非常に可能なことだろう。そういうようなことで、その後契約を締結ということがあって事業実施になっていくように私は考えているのですけれども、その辺はいかがですか、取り組み方として。

○（企）安達主幹

事業を選定した後に、事業者を選定する前にやる実施方針というものがあまして、それらを適用するというと、それぞれの事業ですからそんなふうに考えております。ただ、事業者の選定につきましては、これは国の現在示されている中であくまでも一般競争入札という形が基本になっております。

○大竹委員

その中で民間事業者の募集ということがありますので、地域の業界にいたしましてもそれに参入できるだけの努力をしていかないと、これはなかなか市場経済の中で置いてけぼりになるという部分が出てくると思いますので、そういうことも含めた中で業界の取組みに向けてのいろんな指導をされていくということが当然必要になってくると思いますので、その辺はいろんな方法があると思いますが、業界全体の底上げ的なことになるような、常日ごろそういう指導なり何なりをしていくことが必要であると思うのですけれども、その辺どうですか。

○（企）安達主幹

今委員のおっしゃるとおりです。ですから、主な事業はこれは全くこれからになります。大手あるいは現在の小樽市の事業者がというのは、全くこれからの調査検討の中で詰めてまいりたいと思います。

○大竹委員

旧手宮線について

それでは、最後に、質問を変えますが、先ほど武井委員からのお話がありました手宮線の問題でございます。

これについては、360メートル、用地の取得ということですが、それに当たりまして、私も12年ぐらい前からこの問題についてかかわっているいろんなことをやってまいりましたが、今の状況を考えますと、最初、手宮線を小樽市が残してくれと、当時の国鉄ですね。それにお願いした経緯、その辺の経緯を現状の中、当時のコンセプトがどうであったのかということについてお話ししたいと思います。

○都市環境デザイン課長

あそこの鉄路が廃止ということを受けまして、小樽市としてはやはり日本で3番目で、道内初の鉄路でございますので、やはり一本の線として残していただきたいということで、当時の国鉄に、当時は清算事業団という話もございましたけれども、国鉄に持っていただいて、それが分割した形にならないような形で継続的に持っていただき

たいという願いをしたという経緯があると認識しております。

○大竹委員

何のためにそれを残してほしいかということなんです。今、言われた国鉄でなくて、ＪＲ北海道に持ってもらうということです。それと清算事業団に行くべき土地であった形態もあるんです。それがなぜＪＲ北海道に持ってもらったかということがあります。と同時に、ＪＲ北海道の所有という形の中にありましたけれども、これが５年以内に別な事業が展開されますと、ＪＲ北海道から清算事業団へ再度移るという、そういう法律がありましたね。そういう経緯も含めながら、小樽市とＪＲ北海道とそのような話もしながらこの線を残してきたという経緯があったと思うのですけれども、その辺はどう理解していますか。

○都市環境デザイン課長

今、委員のお話しされたようないろんな経緯があって、小樽市の中でも活用会議というものの、いろんな立場の方々が入って活用についていろいろ議論してきた。最終的に平成８年になっているというような状況になっていると思います。

○大竹委員

そのようなことで、確かに南北に連なっ両論併記的な形で一定程度の方向整備ですが、そういうものが出されて、それを受けて今に至っている一つのラインであるという。それでこれからいろんな交通アクセスのことを考えたり何かしたときに、やはり南北をずっと縦断しているというこの土地がいかに大事かということがあって、その辺を市の方からＪＲにお願いした部分、あるいは国鉄にお願いした部分があると思うんですよ。ですから、今申されたように、360メートルで、後のことについては後のことだということではなくて、あくまでも基本的なコンセプトとして、このラインを取っておくことが小樽のこれから未来に向けていろんなアクセスのことを考えたときに必要だという認識をお持ちになっているか。そういうことでなくて、とりあえず、今、財政的な問題もあるから360メートルと考えるか。その辺ですね。基本的にどういうふうに考えるかをちょっとお知らせしたい。

○都市環境デザイン課長

先ほども申し上げましたけれども、やはりそういう歴史性というものがございます。これは市のみならず、ＪＲ北海道としてもやはりそういう歴史的なものでございますから、そういう立場でそれぞれのＪＲとしての会社の役割といたしますか、そういう部分もかわってくるのではないかと思いますけれども、そういう言い方も、やはり市、それからＪＲそれぞれが一体として今後も引き続き何とかしていくという、そういう考え方は両方で持っていくべきものであろうというふうに思っています。

○大竹委員

ちょっと最後が。

○都市環境デザイン課長

失礼しました。両者といいますか、ＪＲ北海道にもそういうことをお願いするし、市としてもそういう考えでないとならないだろう、そういうふうに考えております。

○大竹委員

小樽市は財政が大変だということなものですから、いろんな経緯がある中で、今までのいろんなＪＲ北海道があるの財産を取得するに当たって、小樽市がどのような協力をしてきたかということのを抜きにして、ただ単に今現状の値段でもって不動産に持ったのだから買えということではなくて、あるいは当時の活用会議にも私は出ておりますけれども、そういう中で一つの考え方です。ＪＲ北海道に持ってもらうことによって、何かの形で持ってこれが生かされるとしたときに、現物出資という形の中で出れないだろうかという話までしたことがあるわけです。

そういう経緯もあるものですから、あり余るだけの財政があるとするかどうかということではないんですけれども、苦しい中ですから、その辺も交渉しながら、税金からの支出ができるだけ少ないような形でできるような、そのよ

うな交渉をしていただきたいなと思うのですけれども、市長、いかがですか。

○市長

ただでくれれば一番いいのですけれども、それは願ってしまして、交渉に行ったらまず冒頭で話をしなさいと。貴重な財産ですから、さっき課長が言ったように、両方そういう認識で当たってもらわなければ困るということで、どうですかと。そこからまず始めるようにという話は当然してまして、向こうは過去のいろんな経緯がありますから、そう簡単には譲れないでしょうけれども、これからいろいろとその辺を含めてぜひ交渉していきたい。

○委員長

散会宣告。